

## かながわ子ども・若者みらいプラン（令和7年度～令和11年度） (骨子案)

### I はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

### II 本県の子ども・若者・子育ての状況

- 1 少子化の状況
- 2 子ども・若者の状況
- 3 子育て当事者の状況
- 4 子育てをめぐる県民の意識

### III 計画の基本理念等

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 主要施策
- 4 主要施策のこども大綱との整合性
- 5 施策体系図

### IV 主要施策の取組

- 1 ライフステージを通した重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
- 3 子育て当事者の不安解消のための施策
- 4 子ども・若者を地域でともに育む施策

### V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

- 1 幼児期の教育・保育の需給計画
- 2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

### VI 計画の点検・評価及び推進体制

- 1 計画の達成状況の点検・評価
- 2 計画の推進体制
- 3 各施策の数値目標

括弧内は参考記載  
のため審議対象外

### VII 参考資料

- 1 計画改定の経過
- 2 関連条例
- 3 本県の子ども・若者・子育ての状況（参考）

# I はじめに

## 1 計画策定の趣旨

- 本県では、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の位置付けを併せ持つ計画として、「かながわ子どもみらいプラン」を平成27年3月に策定し、子ども・子育て支援の取組を進めてきました。
- しかし、児童虐待や不登校、いじめの問題、医療的ケア児、ひきこもり等子ども・若者の状況はより深刻になっています。
- また、仕事と子育ての両立の難しさ、地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなど、一人ひとりの不安が出生率の低下の要因とも考えられ、子どもを取り巻く社会環境には多くの課題があります。
- 子ども・若者は地域の一員であるとともに、みらいの社会を担う重要な存在です。
- すべての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すことは、将来の社会の安定と発展のためにも必要なことです。
- そこで、子ども・若者をめぐる様々な課題に適切に対応するとともに、子ども・若者の目線に立ち、その最善の利益を第一に考えるべく、現行の子ども・若者に係る計画・指針を統合し、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たな道しるべとして計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

### (1) 位置付け

- こども基本法に基づく都道府県子ども計画、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策推進計画等の位置付けを併せ持つ計画です。
- 県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「新かながわグランドデザイン」を補完する個別計画です。

（こども基本法第10条第1項）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（子ども・子育て支援法第62条第1項）

都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

(次世代育成支援対策推進法第9条)

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

(子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条)

都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(県改定子ども・子育て支援推進条例第13条)

県は、県に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県における子どもに関する施策についての計画を定めなければならない。

(2) 関連計画との整合

子ども・子育てに関連する以下の計画とも整合を図り、取組を進めています。

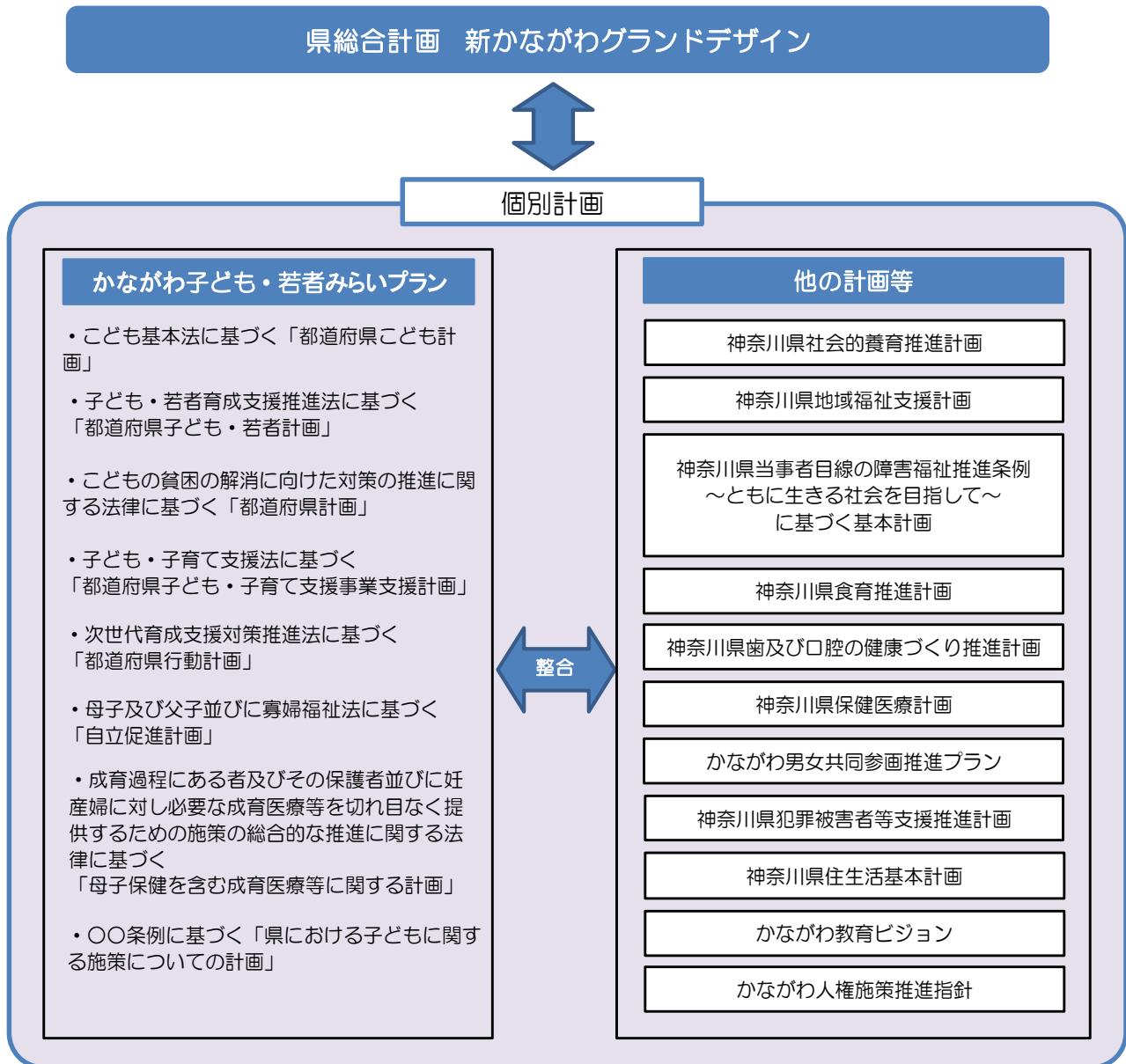
【関連計画】

県社会的養育推進計画、県ひとり親家庭等自立促進計画（本計画と一体的に策定）、  
県地域福祉支援計画、

県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画、  
県食育推進計画、県歯及び口腔の健康づくり推進計画、県保健医療計画、

かながわ男女共同参画推進プラン、県犯罪被害者等支援推進計画、県住生活基本計画、  
かながわ教育ビジョン、かながわ人権施策推進指針

<参考：「かながわ子ども・若者みらいプラン」の位置付け>



### (3) 子どもの権利条約との関係

子どもの権利条約は、世界中の子どもたちが守られるべき権利について定めた世界の合意です。特に以下の4つは、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」として挙げられています。

本プランにおいてもこの4原則の精神にのっとり、「主要施策」に取り組んでいきます。

- ア 差別の禁止（2条）
- イ 子どもの最善の利益（3条）
- ウ 生命、生存及び発達に対する権利（6条）
- エ 子どもの意見の尊重（12条）

<参考：「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」>

<p><b>第1条【子どもの定義】</b> 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p><b>第2条【差別の禁止】</b> すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国の中がいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな顔見をもっているか、心からだに障害があるかないか、お世話であるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p><b>第3条【子どもにもっともよいことを】</b> 子どもに關係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p><b>第4条【国の義務】</b> 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p><b>第5条【親の指導を尊重】</b> 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p><b>第6条【生きる権利・育つ権利】</b> すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p><b>第7条【名前・国籍をもつ権利】</b> 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。</p> 	<p><b>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】</b> 国は、子どもが、名前や国籍、家族の關係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることないように守らなくてはなりません。</p> 
<p><b>第9条【親と引き離されない権利】</b> 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められます。その場合は、親と会つたり連絡したりすることができきます。</p> 	<p><b>第10条【別々の国にいる親と会える権利】</b> 国は、別々の国にいる親と子どもが会つたり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親が違う国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p><b>第11条【よその国に連れさられない権利】</b> 国は、子どもが國の外へ連れされたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p><b>第12条【意見を表す権利】</b> 子どもは、自分で判断のあることにについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p><b>第13条【表現の自由】</b> 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考え方を伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p><b>第14条【思想・良心・宗教の自由】</b> 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p><b>第15条【結社・集会の自由】</b> 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくつたり、集会を行つたりする権利をもっています。</p> 	<p><b>第16条【プライバシー・名譽の保護】</b> 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から説きつけられない権利をもっています。</p> 
<p><b>第17条【適切な情報の入手】</b> 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>第18条【子どもの養育はまず親に責任】</b> 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p><b>第19条【あらゆる暴力からの保護】</b> どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】</b> 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもららうなど、国から守ってもらうことができます。</p> 

<b>第21条</b> [養子縁組] 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることがあります。	<b>第22条</b> [難民の子ども] 自分の国の政府からのはぐきをのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。	<b>第23条</b> [障がいのある子ども] 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。	<b>第24条</b> [健康・医療への権利] 子どもは、誰でもいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。
<b>第25条</b> [施設に入っている子ども] 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。	<b>第26条</b> [社会保障を受ける権利] 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、國からお給の支給などを受ける権利をもっています。	<b>第27条</b> [生活水準の確保] 子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。國（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、國が手助けします。	<b>第28条</b> [教育を受ける権利] 子どもは教育を受ける権利をもっています。國は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときは、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。學校のさまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものではありません。
<b>第29条</b> [教育の目的] 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。	<b>第30条</b> [少数民族・先住民の子ども] 少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。	<b>第31条</b> [休み、遊び権利] 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。	<b>第32条</b> [経済的津取・有害な労働からの保護] 子どもは、むりやり働かされたり、そのため教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。
<b>第33条</b> [麻薬・覚せい剤などのからの保護] 國は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。	<b>第34条</b> [性的津取からの保護] 國は、子どもが児童ポルノや児童貞操などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。	<b>第35条</b> [誘拐・売買からの保護] 國は、子どもが誘拐されたり、売り賣いされたりすることのないように守らなければなりません。	<b>第36条</b> [あらゆる津取からの保護] 國は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。
<b>第37条</b> [拷問・死刑の禁止] どんな子どもに対しても、拷問や人道的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはされても、尊厳が守られ年せいにあった扱いを受ける権利をもっています。	<b>第38条</b> [戦争からの保護] 國は、15歳にならない子どもを軍隊に参戦させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。	<b>第39条</b> [被害にあった子どもの回復と社会復帰] 虐待、人道的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるよう支援を受けることができます。	<b>第40条</b> [子どもに関する司法] 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の裁判をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」)

#### (4) SDGs（※）との関係

県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

本プランにおける基本理念（「子どもの目線に立った施策の推進を通じて、子ども一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせる社会を実現し、未来を担う人材を社会全体で育む。」）も、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、プランの基本理念実現のための主要施策の充実・強化に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

※ SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール（目標）を設定。

＜参考：SDGs [世界を変えるための17の目標] ＞



### 3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

### 4 計画の対象

すべての子ども・若者と子育て当事者、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。（施策の内容により、対象が異なります。）

子ども：0歳から18歳未満

若者：「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）と「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）の者

## II 本県の子ども・若者・子育ての状況

ここでは、計画策定の背景となる本県の子ども・若者・子育ての状況や子育てをめぐる県民の意識などを記載します。

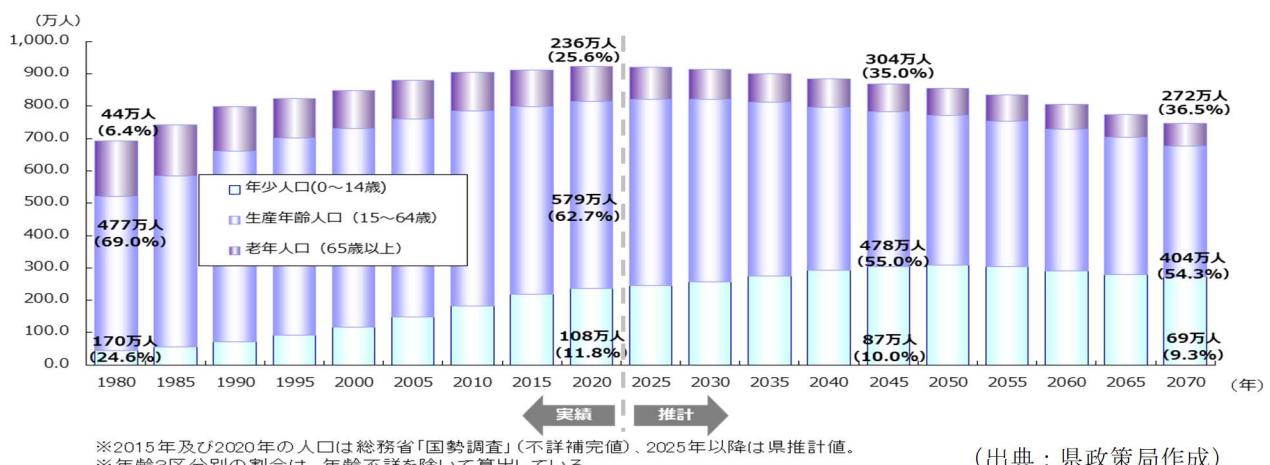
### 1 少子化の状況

#### (1) 年少人口の減少

本県の0～14歳の年少人口は、減少傾向が続いており、1980年の約170万人に対し、2020年は約108万人となっています。

また、将来人口推計では、2045年には約87万人に、2070年には約69万人に減少すると見込まれています。

■図表1：県の年齢3区分別的人口推計（中位推計）



※2015年及び2020年の人口は総務省「国勢調査」(不詳補完値)、2025年以降は県推計値。  
※年齢3区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出している。

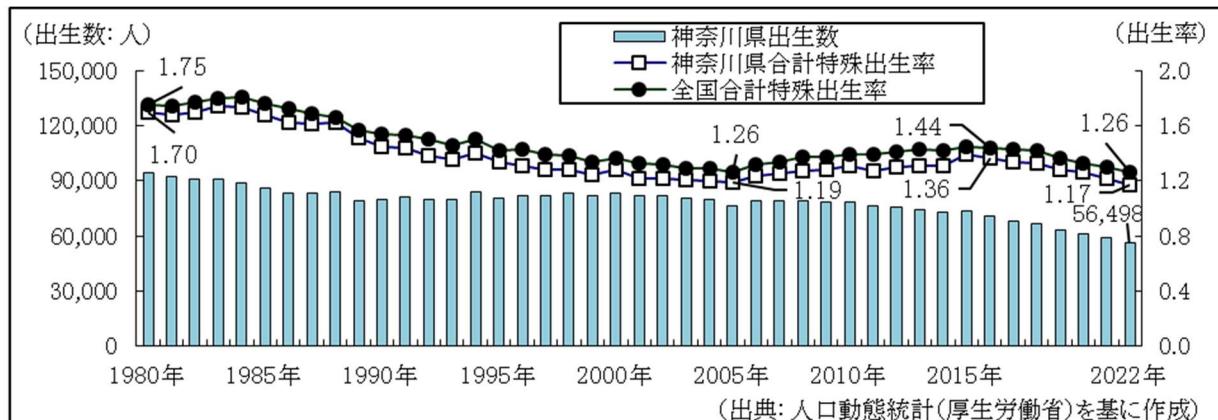
(出典：県政策局作成)

#### (2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、1980年の約9.4万人に対し、2022年では約5.6万人と減少傾向が続いている。

また、合計特殊出生率は、2005年に1.19を記録した後は一時的に上昇に転じていたものの、2022年は1.17と過去最低を記録し、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準（2.07）を大幅に下回っています。

■図表2：出生数、合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県）

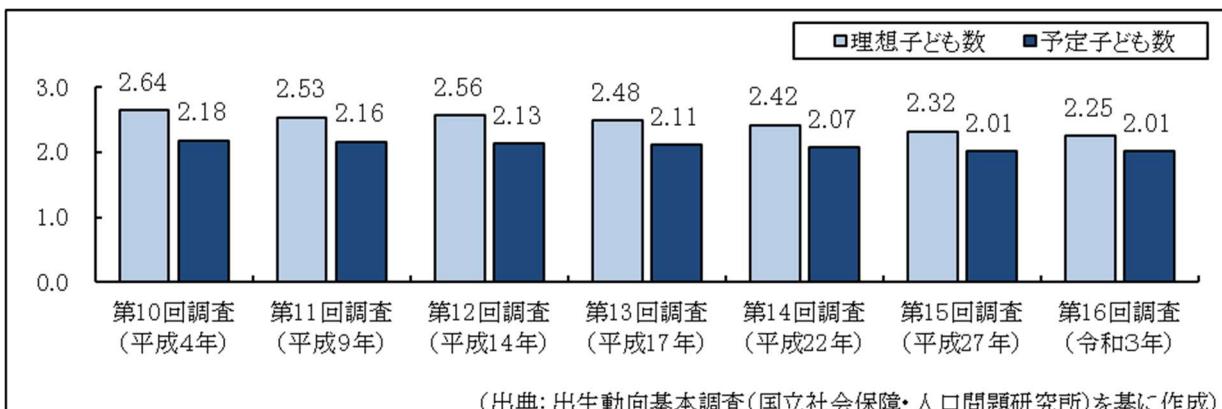


### (3) 理想子ども数と予定子ども数

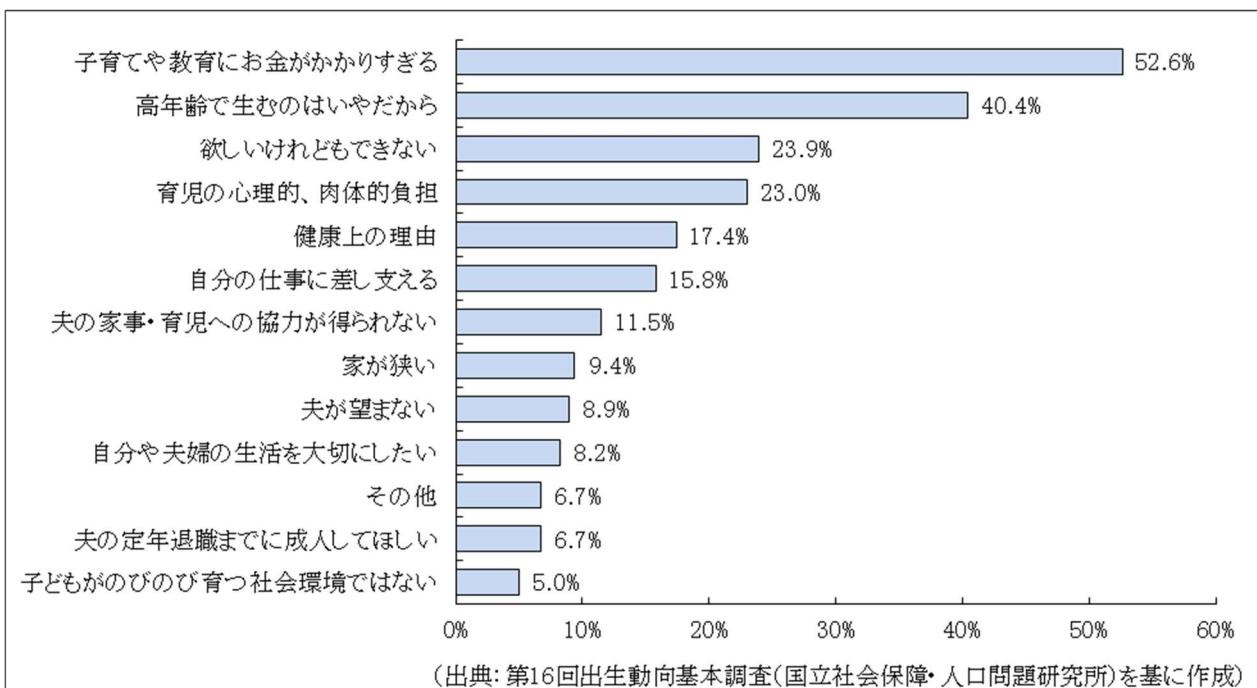
結婚と出産に関する全国調査によると、夫婦にとって理想的な子どもの数は、低下傾向にあり、令和3年は2.01人で過去最低を更新しています。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数も、過去最低と同数である2.01人となっています。

予定子ども数が理想子ども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどできない」となっています。

■図表3：平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（全国）



■図表4：予定子ども数が理想子ども数を下回る理由（全国）

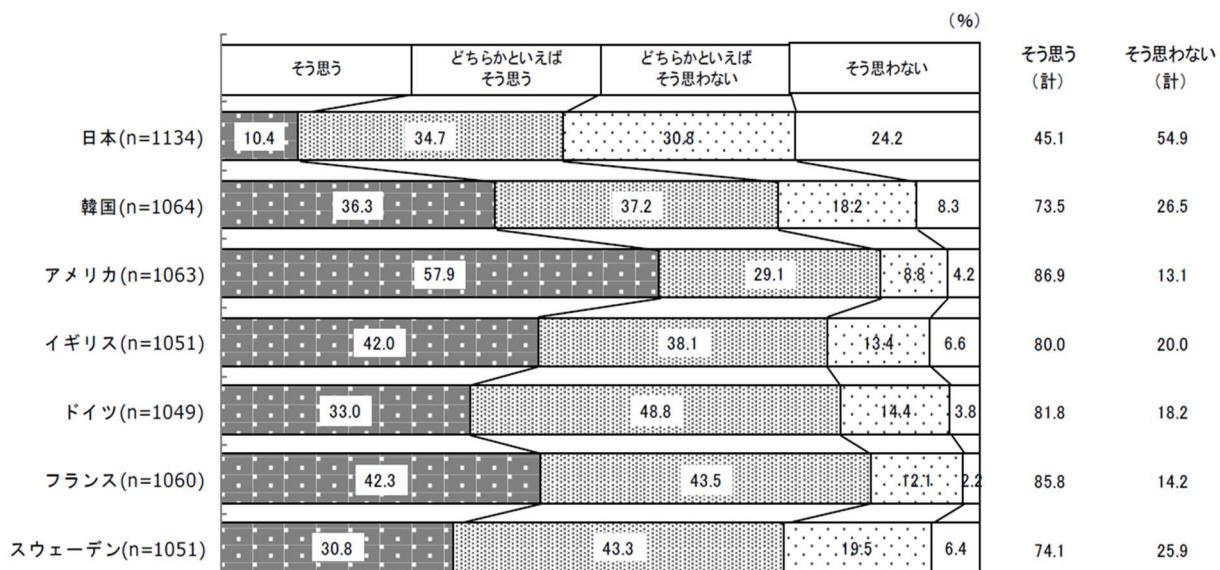


## 2 子ども・若者の状況

### (1) 子ども・若者の意識

日本の若者は、諸外国の若者と比べて、自分自身に満足していると感じている者の割合が最も低くなっています。令和4年度の国内の子ども・若者の自己診断として、「自分自身に満足している」に関しては、あてはまると回答した人が49%となっています。

■図表5：自分自身に満足している者の割合（諸外国比較）



(出典：平成30年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（内閣府）)

■図表6：今の自分が好きだという子ども・若者の割合



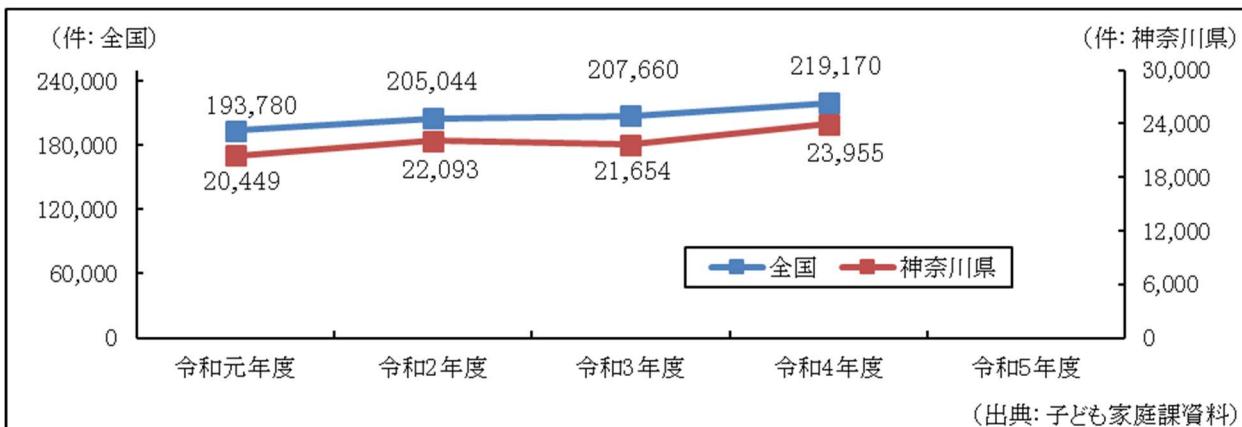
(出典：令和4年度こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府）を基に作成)

### (2) 支援を必要とする子ども・若者の状況

#### ア 児童虐待

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和5年度は過去最多の〇〇件となっています。

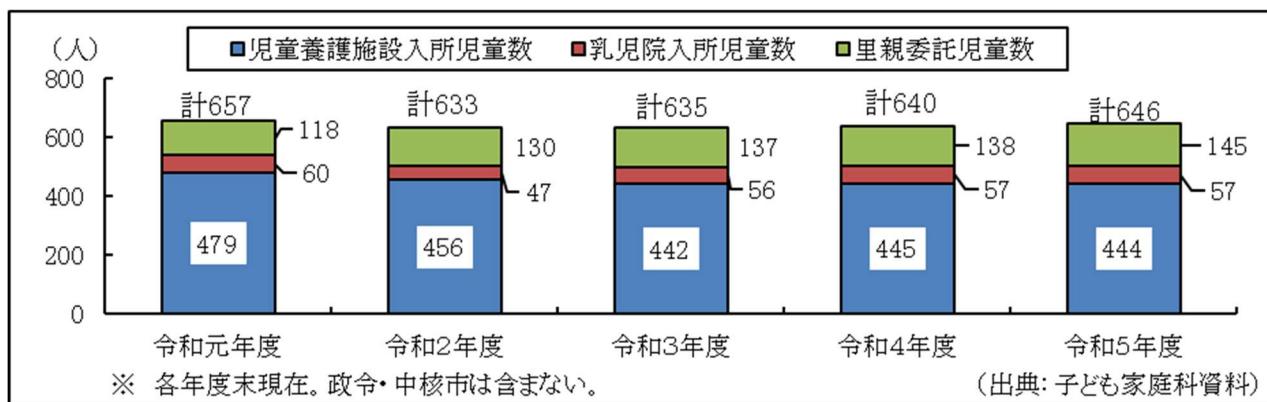
■図表7：児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（全国、神奈川県）



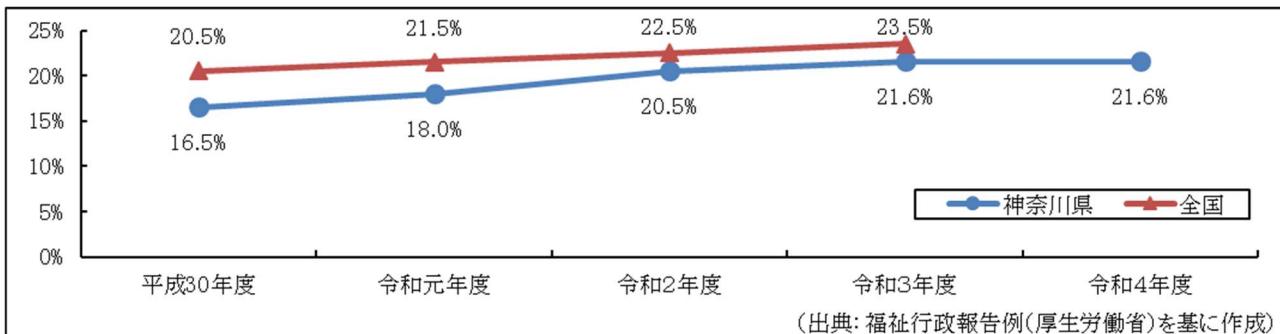
#### イ 社会的養護

本県における社会的養護を必要とする子どもの数は、650人前後でほぼ横ばいで推移しています。そのうち、里親・ファミリーホームで養育される子どもの割合である里親委託率は、やや増加傾向にあり、令和4年度は21.6%となっています。

■図表8：社会的養護を必要とする子どもの数の推移（神奈川県）



■図表9：里親委託率の推移（全国、神奈川県）



#### ウ いじめ・暴力行為・不登校

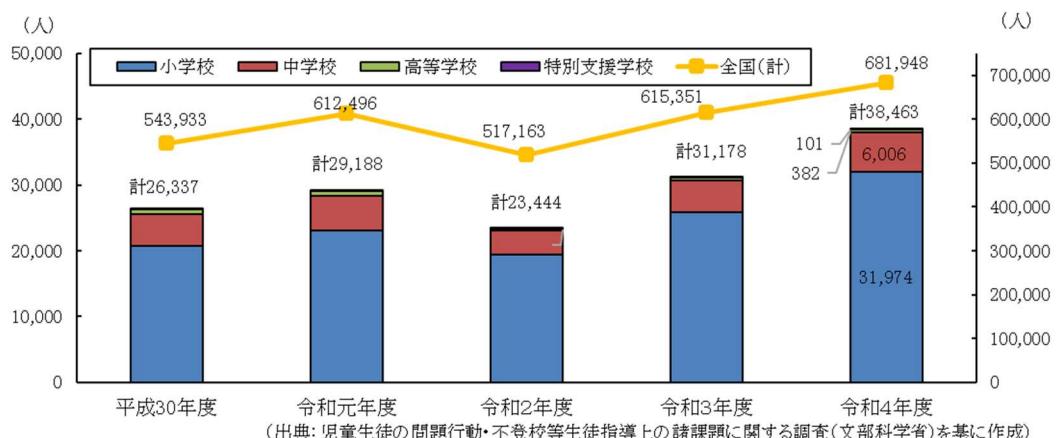
県内の令和4年度のいじめの認知件数は、前年度比7,285件増加の38,463件となっています。なお、件数増加の要因としては、各学校による積極的な認知が進んでいること等が考えられます。

暴力行為の発生件数は、前年度比1,241件増加の9,896件で、全国で1番多い件数

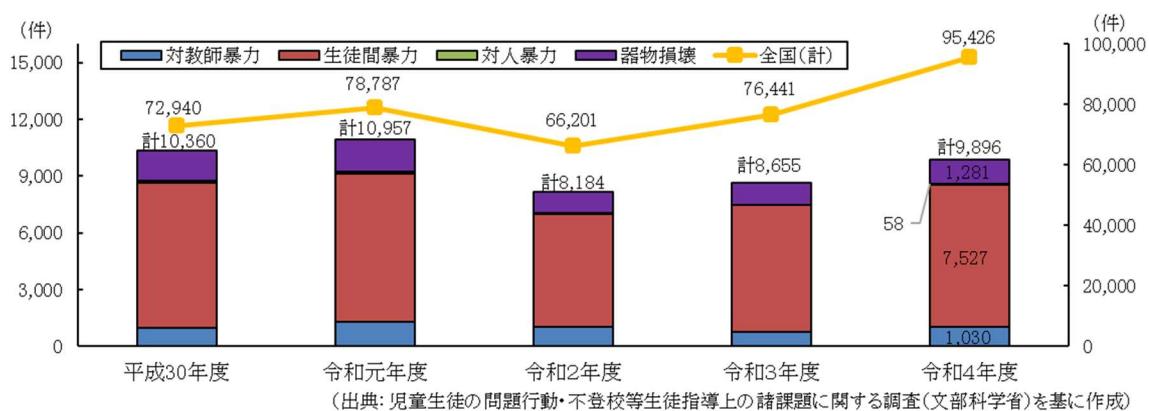
となっています。

また、小・中学校・高校の不登校児童・生徒数は、前年度比 4,693 人増加の 25,561 人となっています。

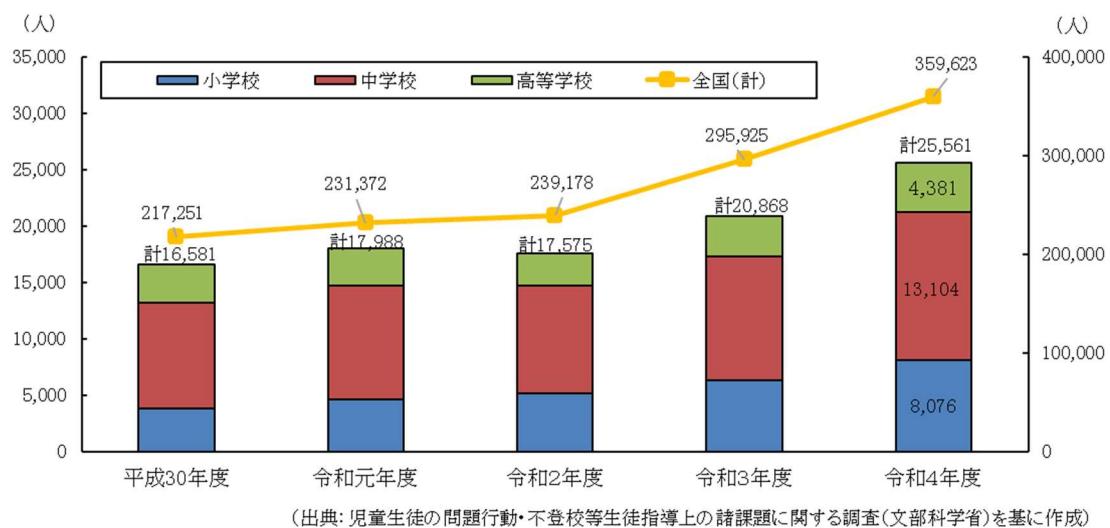
■図表 10：いじめの認知件数の推移（神奈川県）



■図表 11：暴力行為の発生件数の推移（小・中・高等学校：神奈川県）



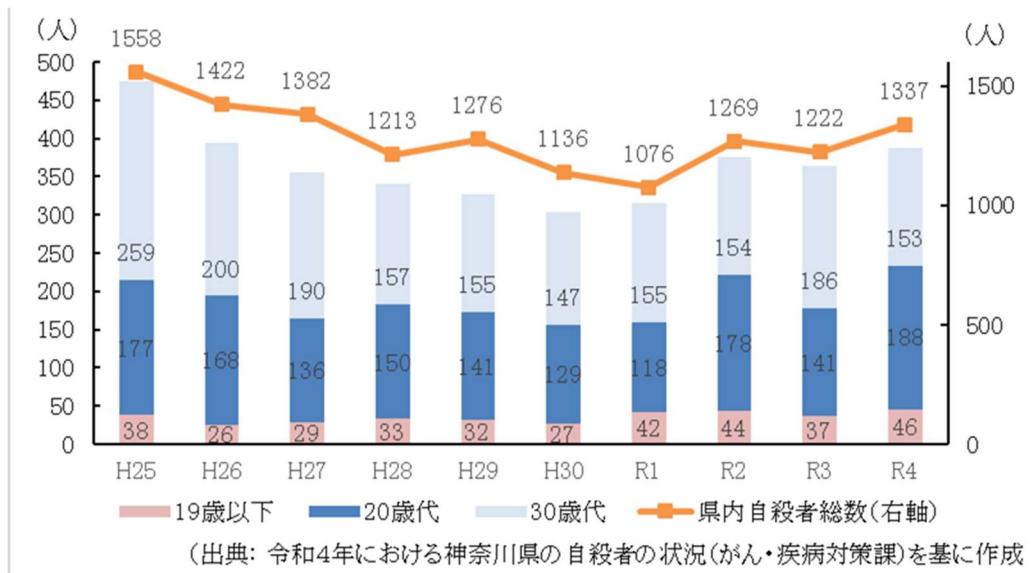
■図表 12：不登校児童・生徒数の推移（小・中学校：神奈川県）



## 工　自殺

県内の自殺者総数は平成 25 年に比べ減少しているものの、20 歳代以下の自殺者は増加しています。

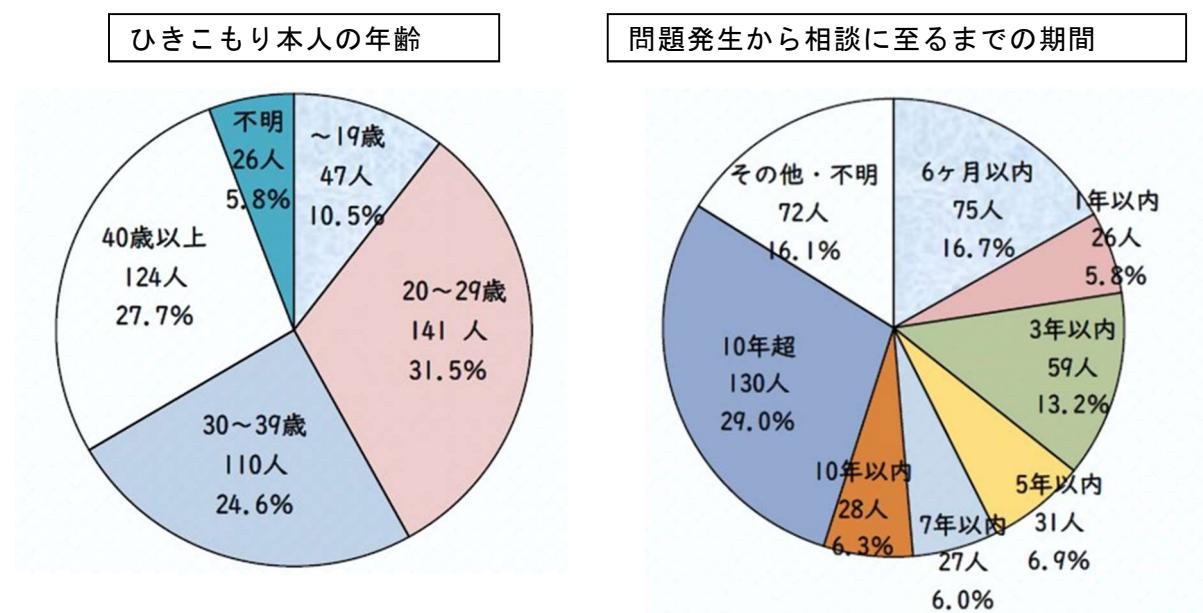
■図表 13：自殺者数の推移（神奈川県）



## 才　ひきこもりの状況

県の令和4年度のひきこもり相談実績の年齢構成は、20 歳代が 31.5%、30 歳代が 24.6%で、問題発生から相談に至るまでの期間は、6か月以内が 16.7%次いで、3年以内が 13.2%となっています。

■図表 14：相談実績（令和4年度）からみた、ひきこもりの状況（神奈川県）



（出典：かながわの青少年 2023）

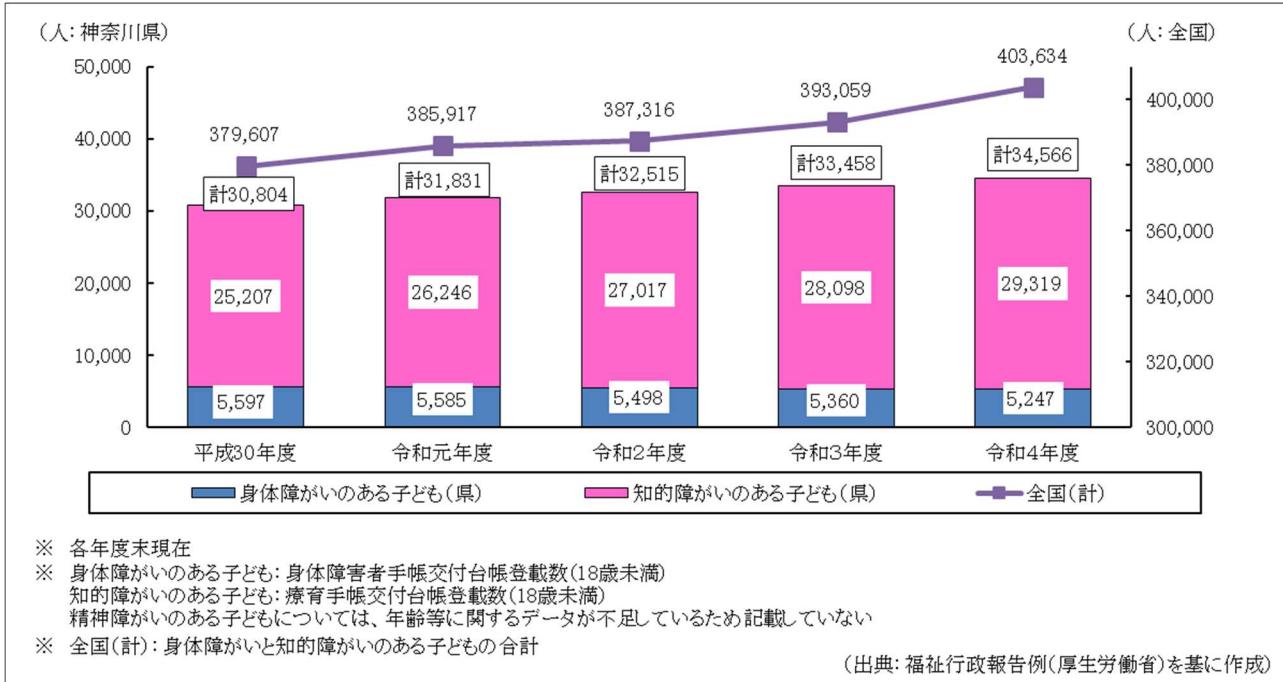
（注）この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

## 力 障がいのある子ども

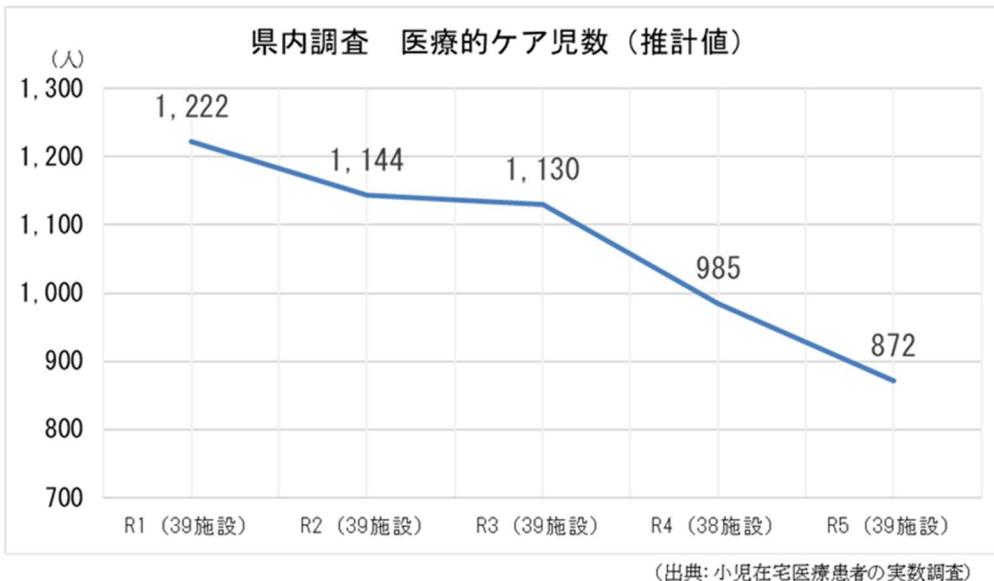
県内の障がい（身体障がい及び知的障がい）のある子どもの数は、平成30年度の30,804人に対し、令和4年度は34,566人と増加しています。

また、県内の医療的ケア児の数は推定で872人となっています。

■図表15：障がいのある子どもの推移（全国、神奈川県）



■図表16：医療的ケア児数の推移（神奈川県）



## キ ヤングケアラーの状況

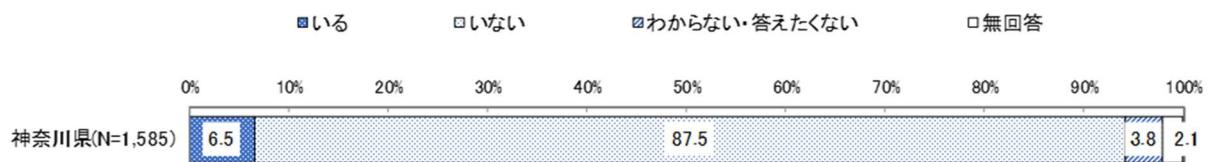
県内で中学2年生のいる世帯、4,320世帯を抽出し、中学2年生 1,585人から回答を得た調査において、家族の中で世話をしている人がいるかについて聞いたところ、「いない」が87.5%、「いる」が6.5%となっています。

■図表 17 : ヤングケアラーの概要



(出典：「ヤングケアラーについて」子ども家庭庁HPより引用)

■図表 18 : 家族の中におながくお世話をしている人はいますか。



(出典：令和5年度神奈川県子どもの生活状況調査)

### (3) 子どもの貧困の状況

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る者の割合を「相対的貧困率」といいます。令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、令和3年の日本の子どもの相対的貧困率は11.5%です。およそ9人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしていますことになります。

■図表 19 : 貧困率の推移（全国）

	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和3年
相対的貧困率	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	14.0%	11.5%
子どもがいる現役世帯	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	13.1%	10.6%
大人が1人	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.3%	44.5%
大人が2人以上	10.5%	10.2%	12.7%	12.6%	10.7%	11.2%	8.6%
貧困線	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	124万円	127万円

※貧困線:等価可処分所得の中央値の半分の額

(出典:国民生活基礎調査(厚生労働省)を基に作成)

相対的貧困率:貧困線に満たない世帯員の割合

子どもの貧困率:17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

平成30年以降は、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、

「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた「新基準」の数字

## ア 生活保護世帯における子どもの数

神奈川の生活保護を受給している人数は、減少傾向にあり、その世帯の子ども（0～17歳）についても、令和4年度は12,629人で、同様の傾向になっています。

生活保護世帯における母子世帯の数は、減少傾向にあります。母子世帯の就労率は高く、5割以上が就労しています。

■図表20：被保護人員の状況（神奈川県）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護率	1.67%	1.66%	1.66%	1.66%
実人数	152,080人	151,666人	151,746人	151,423人
年齢別	0～5歳	2,929人	2,668人	2,504人
	6～11歳	5,394人	4,910人	4,513人
	12～14歳	3,495人	3,241人	3,040人
	15～17歳	3,995人	3,645人	3,438人
	合計	15,813人	14,464人	13,495人
(県福祉子どもみらい局「神奈川県の生活保護」より作成)				

※ 保護率は、当月の被保護人員を同月の総務省「人口推計（概算値）」で除した割合（年度末の割合）。

※ 人数（県）は、各年度間の平均人数。ただし令和4年度は3月末時点の人数

■図表21：生活保護世帯である母子世帯の状況（神奈川県）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護世帯である母子世帯数	6,370世帯	5,930世帯	5,883世帯	5,281世帯
うち、就労世帯数 (就労率)	3,729世帯 (55.3%)	3,151世帯 (50.3%)	2,966世帯 (50.4%)	2,775世帯 (50.1%)

（県福祉子どもみらい局「神奈川県の生活保護」より作成）

## イ 家庭の状況（保護者の所得）が生活に与える影響

過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料や衣服が買えなかつたか、について調査したところ、「中央値の2分の1未満」の世帯では食料については52.0%、衣服については56.6%があったとなっています。

■図表 22：欠乏経験（食料）

(上段:件数、下段:%)

		全 体	よくあつた	ときどきあつた	まれにあつた	まったくなかつた	無回答
全 体	1,715	33	76	142	1,453	11	
	100.0	1.9	4.4	8.3	84.7	0.6	
所得 等 価 可 処 分	中央値の2分の1未満	173	16	32	42	83	0
		100.0	9.2	18.5	24.3	48.0	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	555	11	32	65	447	0
		100.0	2.0	5.8	11.7	80.5	0.0
	中央値以上	912	4	7	34	867	0
		100.0	0.4	0.8	3.7	95.1	0.0

(出典：令和 5 年度神奈川県子どもの生活状況調査)

※ 県内で中学 2 年生のいる世帯、4,320 世帯を抽出した調査において、保護者と中学 2 年生 1,547 組から回答を得た調査

■図表 23：欠乏経験（衣服）

(上段:件数、下段:%)

		全 体	よくあつた	ときどきあつた	まれにあつた	まったくなかつた	無回答
全 体	1,715	50	71	196	1,393	5	
	100.0	2.9	4.1	11.4	81.2	0.3	
所得 等 価 可 処 分	中央値の2分の1未満	173	18	31	49	73	2
		100.0	10.4	17.9	28.3	42.2	1.2
	中央値の2分の1以上中央値未満	555	20	29	95	411	0
		100.0	3.6	5.2	17.1	74.1	0.0
	中央値以上	912	7	9	43	853	0
		100.0	0.8	1.0	4.7	93.5	0.0

(出典：令和 5 年度神奈川県子どもの生活状況調査)

※ 県内で中学 2 年生のいる世帯、4,320 世帯を抽出した調査において、保護者と中学 2 年生 1,547 組から回答を得た調査

#### (4) 若年者の就労状況

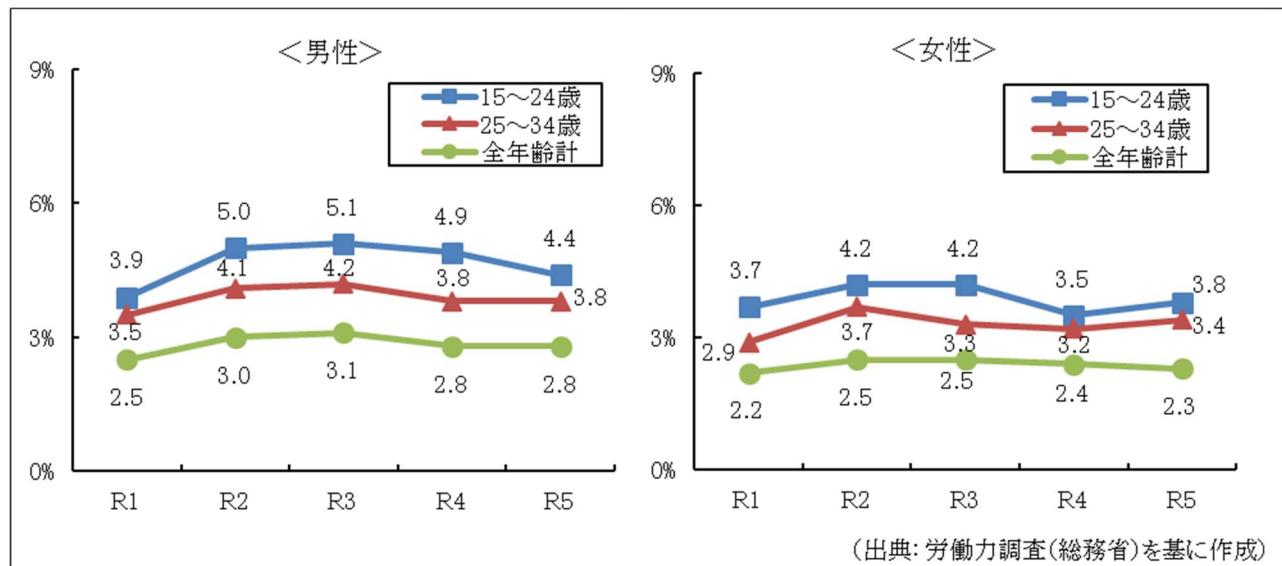
全国の若年者（15～34 歳）の完全失業率は、男女ともに全年齢の合計より高い水準にあり、近年はほぼ横ばいで推移しています。令和 5 年では、25～34 歳の男性が 3.8%、女性が 3.4% となっています。

また、非正規雇用割合は、若年者のうち、25～34 歳の女性では近年低下しており、令和 5 年では、男性が 14.6%、女性が 31.4% となっています。

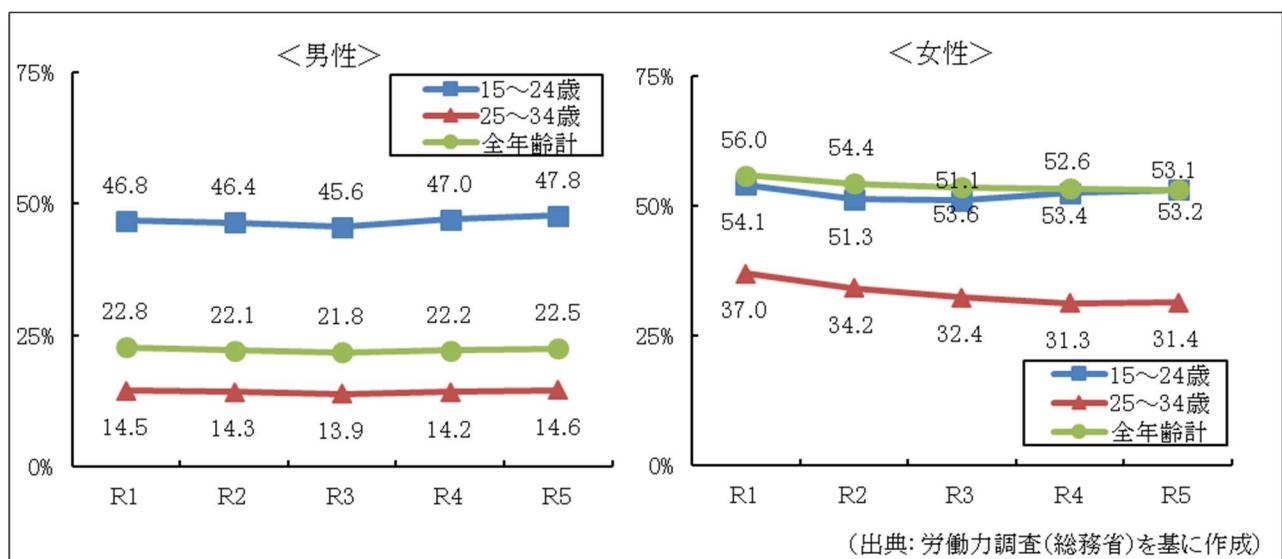
さらに、雇用者の令和 4 年の所得分布を平成 14 年と比べると、20 歳代では 250 万円未満の割合が減少しているものの、30 歳代では 400 万円未満の割合が微増しています。

全国の若年無業者（15～34 歳）数は、令和 5 年（2023 年）は 59 万人で、人口に対する割合は、前年に比べ 0.1 ポイントの増加となりました。35～44 歳無業者数は、令和 5 年（2023 年）は 37 万人で、人口に対する割合は、前年に比べ 0.1 ポイントの増加となりました。

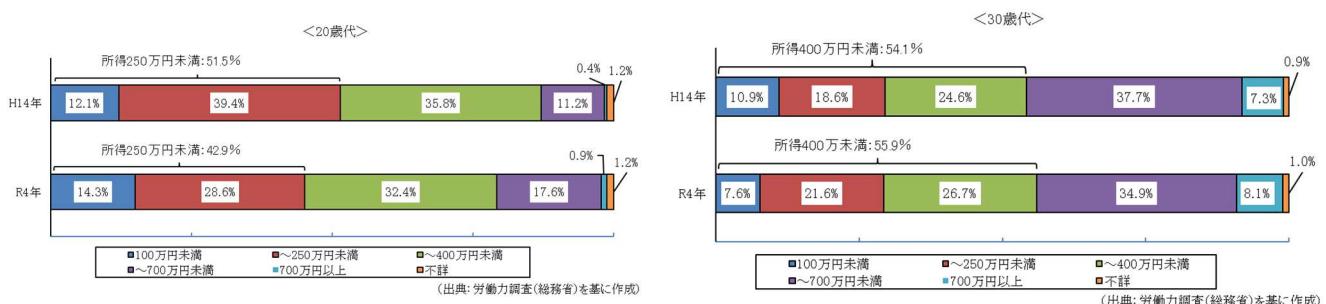
■図表24：若年者の完全失業率の推移（全国）



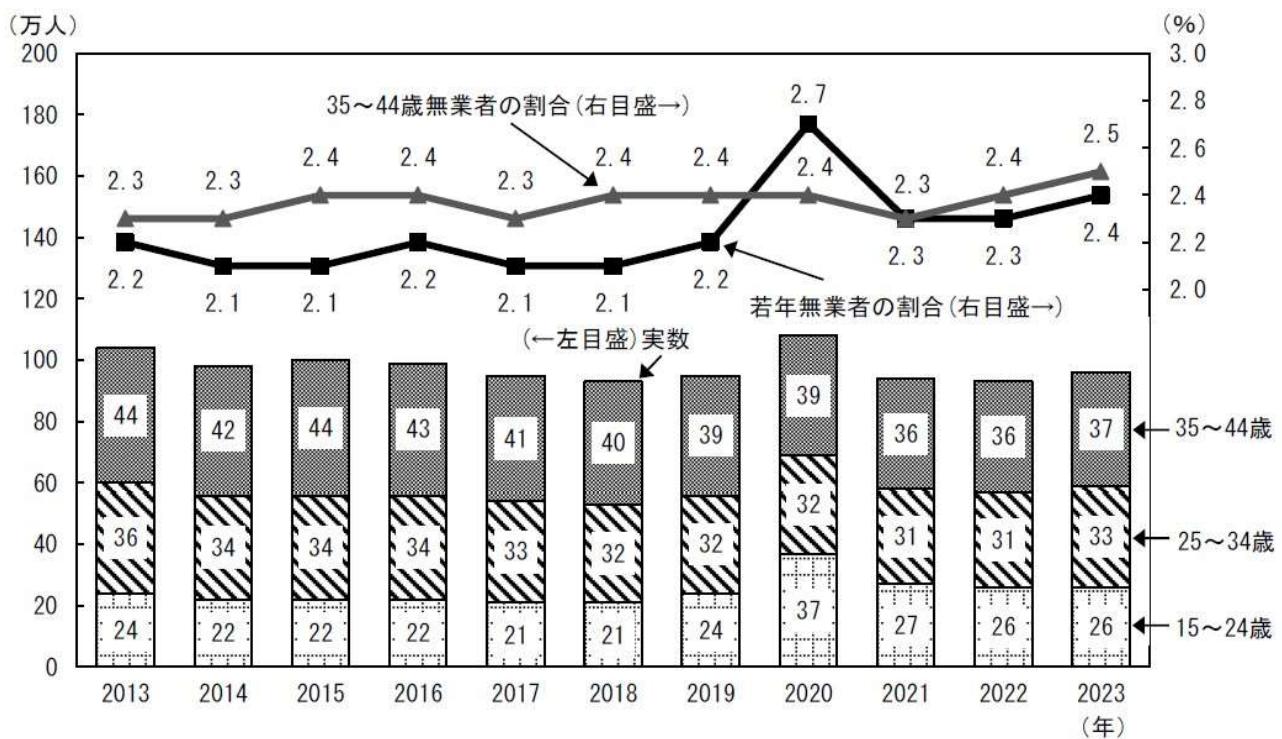
■図表25：若年者の非正規雇用割合の推移（全国）



■図表26：若年層の平均賃金（全国）



■図表27：若年無業者及び35～44歳無業者の数及び人口に占める割合の推移（全国）



(出典：労働力調査結果（総務省）)

※ 労働力調査結果（注）

若年無業者：ここでは、15～34歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者

35～44歳無業者：ここでは、35～44歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者

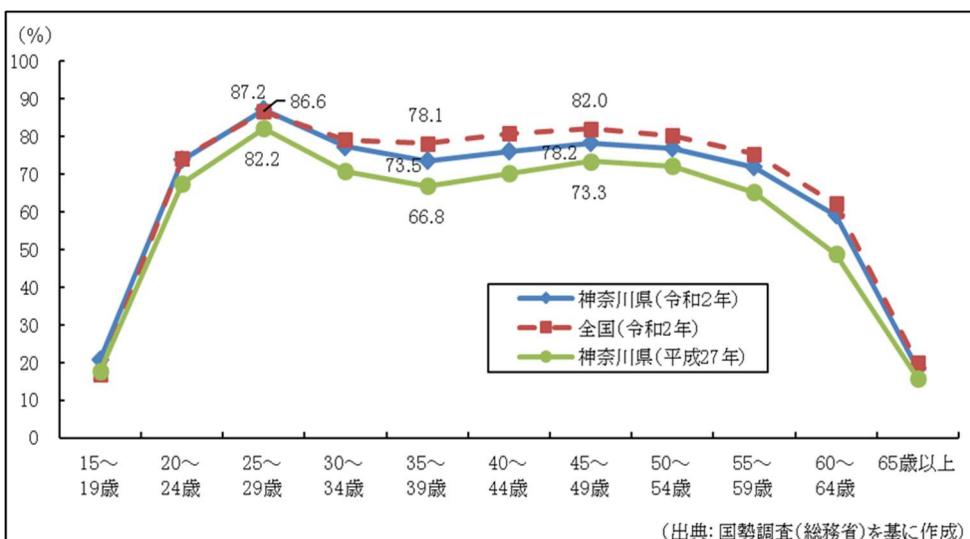
### 3 子育て当事者の状況

#### (1) 女性の就業継続等の状況

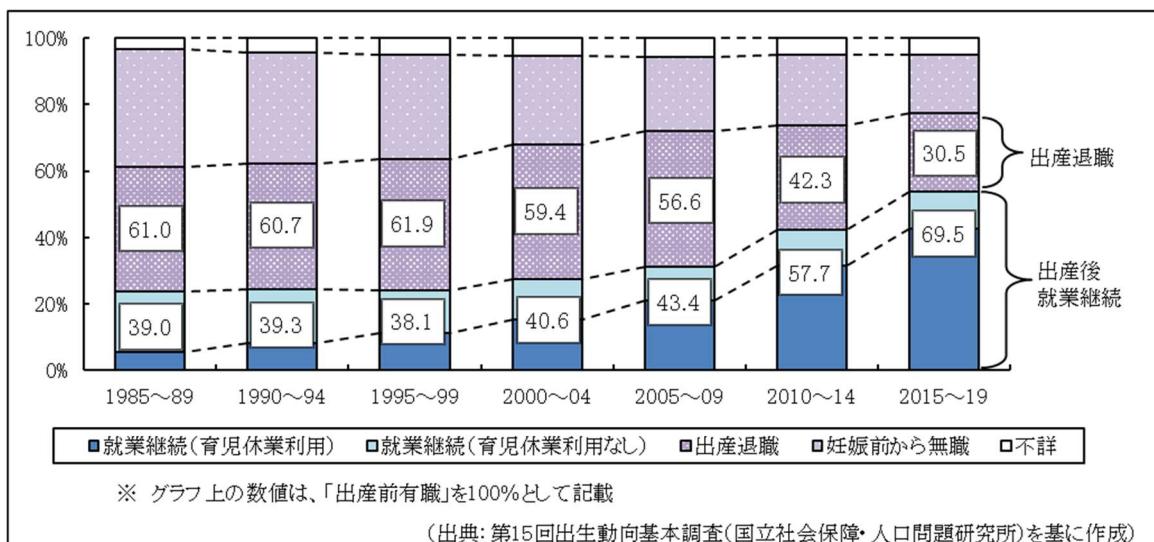
日本の女性の労働率は、出産・育児期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、本県を含め、全国的にM字カーブは近年改善傾向にあります。

M字カーブの改善にみられるとおり、出産・育児期にあたる年代の労働率は増加しており、第1子の出産を機に離職する割合は約3人に1人になりました。

■図表28：女性の年齢階級別労働率（全国、神奈川県）



■図表29：第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化（全国）

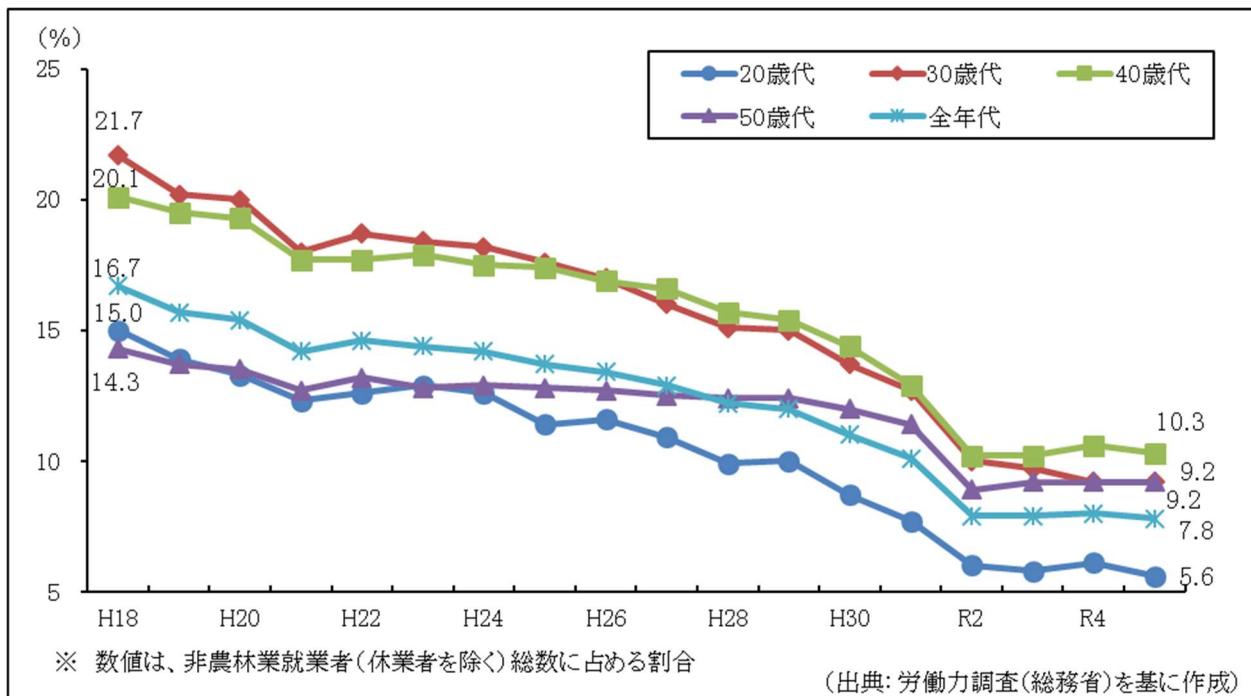


## (2) 男性の就業等の状況

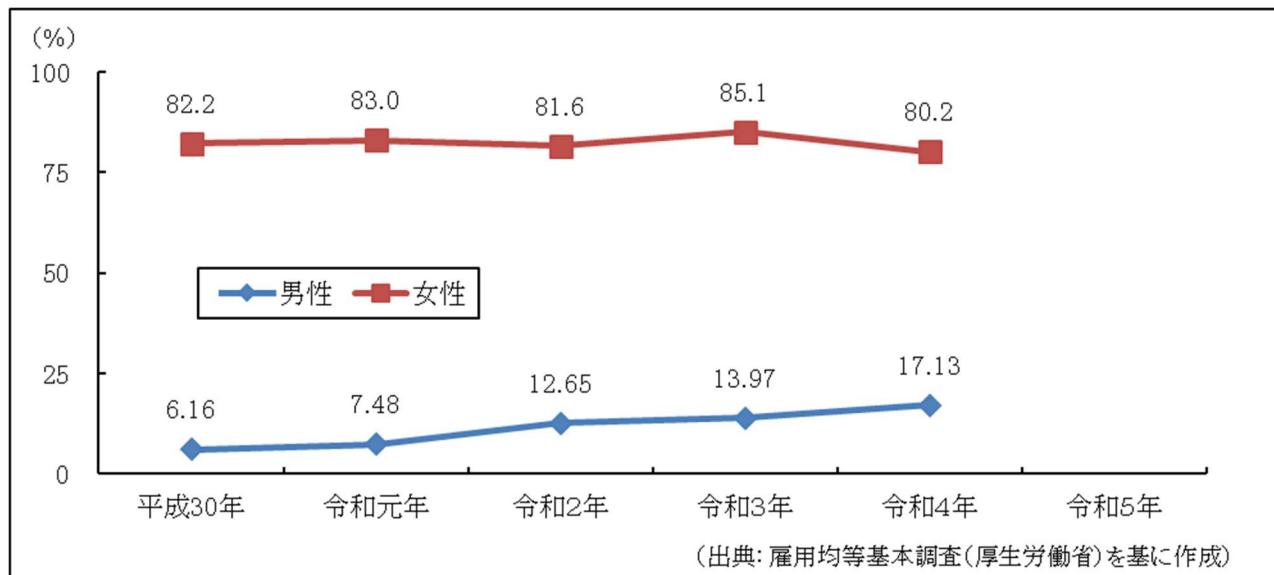
全国の週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、近年概ね減少傾向にあります。子育て期にある30歳代、40歳代については、令和5年で、それぞれ9.2%、10.3%となっており、他の年齢層に比べて高い水準になっています。

男性の育児休業取得率は、平成30年の6.16%から令和5年には〇%となり、大幅な上昇傾向にありますが、女性の取得率と比較すると依然として低水準にあり、男女間で大きな差が生じています。

■図表30：就業時間が週60時間以上の男性就業者の割合の推移（全国）



■図表31：育児休業取得率の推移（全国）



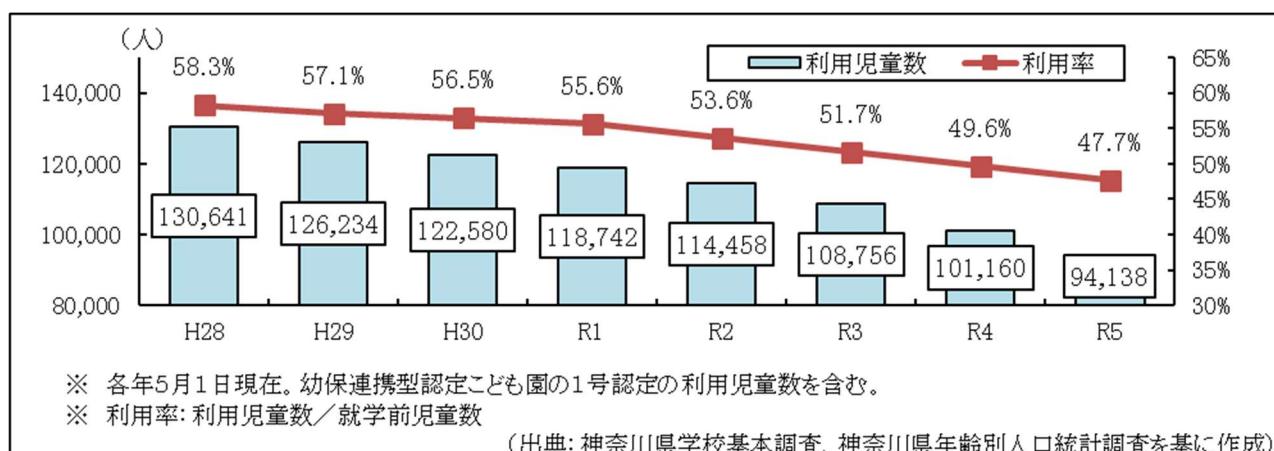
### (3) 県内の教育・保育サービス等の利用状況

県内の幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあり、令和5年では94,138人で、就学前児童数に占める割合は47.7%と低下しています。

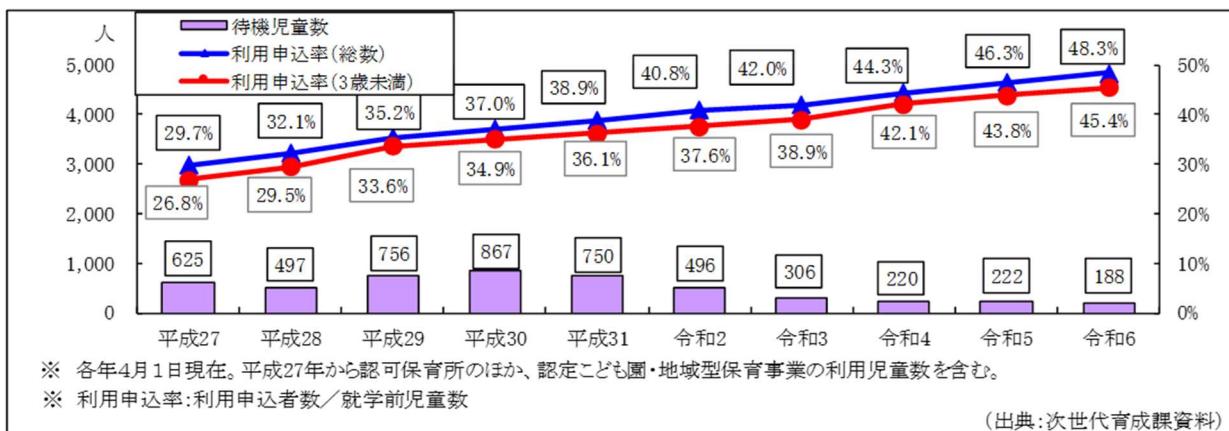
一方、保育所等の利用については、令和6年の利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）は現在の集計方法となった平成14年以来最高となり、保育所等利用待機児童数は188人となっています。

また、放課後児童クラブの登録児童数についても年々増加しており、利用できなかった児童も発生しています。

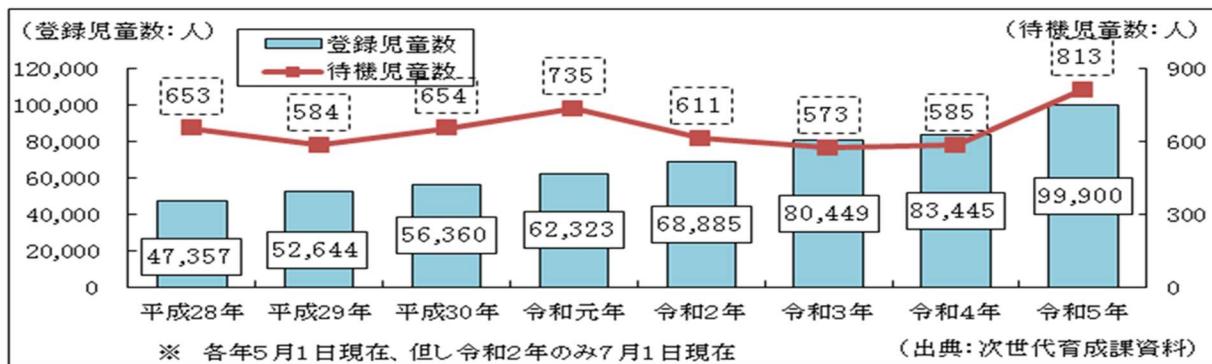
■図表32：幼稚園等利用児童数等の推移（神奈川県）



■図表33：保育所等利用待機児童数等の推移（神奈川県）



■図表34：放課後児童クラブ登録児童数等の推移（神奈川県）



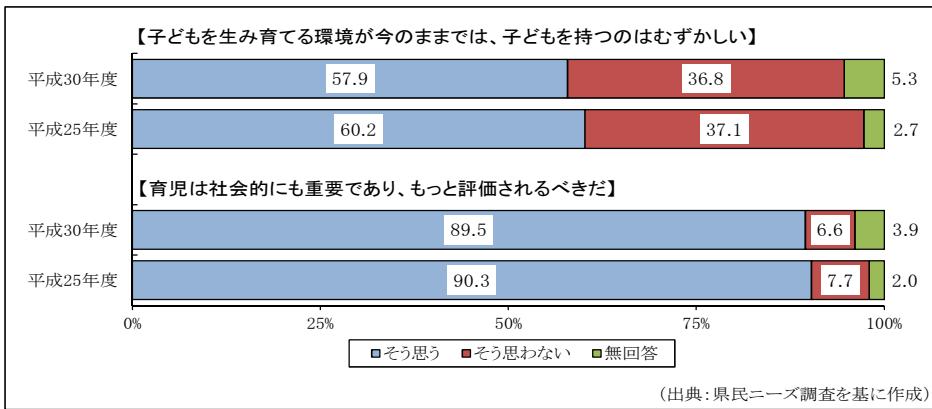
## 4 子育てをめぐる県民の意識

### (1) 県民ニーズ調査（基本調査）

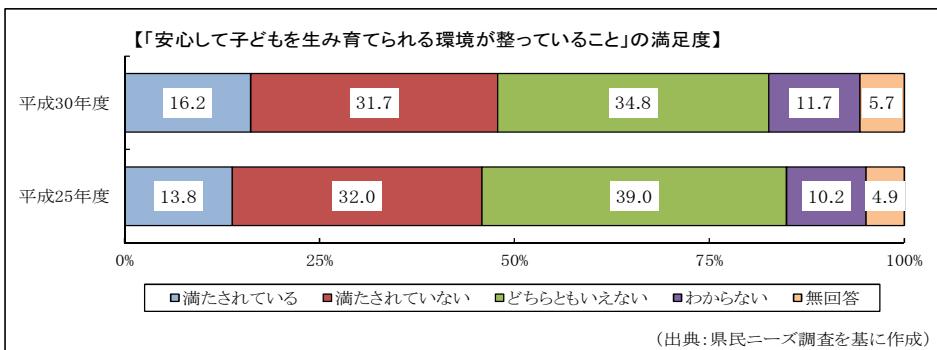
県民の生活意識やくらしの満足度を調査している県民ニーズ調査（基本調査）によると、約〇割の方が「子どもを生み育てる環境が今のままでは、子どもを持つのはむずかしい」と考えているとともに、約〇割の方が「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきだ」と考えています。

また、「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」の満足度では、「満たされている」と回答した方は〇割を下回っています。

■図表 35：県民ニーズ調査（生活意識）



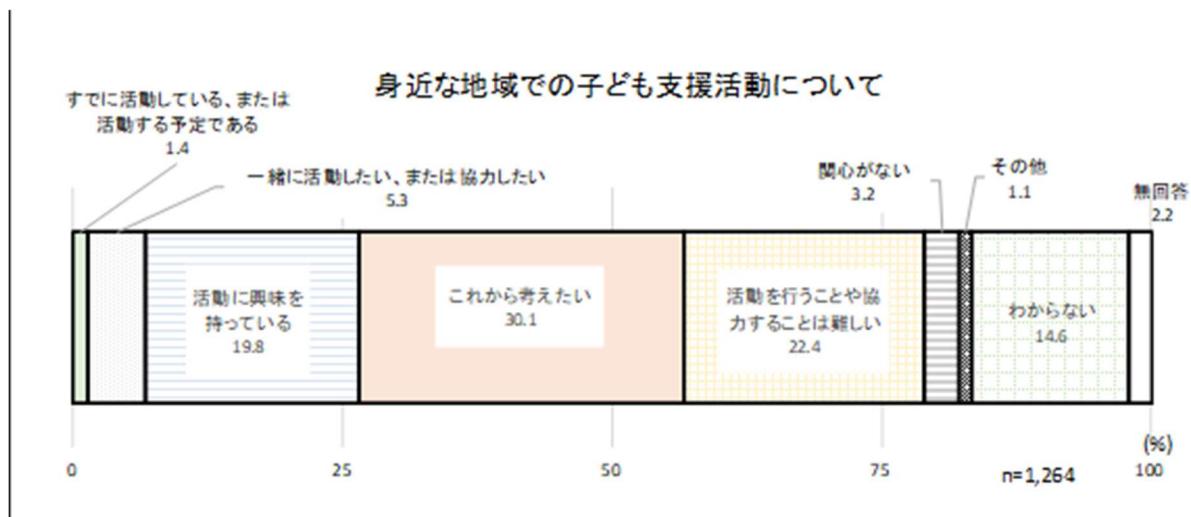
■図表 36：県民ニーズ調査（暮らしの満足度）



## (2) 県民ニーズ調査（課題調査）

子ども支援活動について、「一緒に活動したい、または協力したい」(〇%)、「活動に興味を持っている」(〇%)、「これから考えたい」(〇%)など、肯定的に考える者は5割を超えています。

■図表 37：身近な地域での子ども支援活動について



### III 計画の基本理念等

ここでは、子ども・若者・子育て支援を推進するに当たっての基本理念や目指す姿などを明らかにします。

「I」に記載したとおり、本県の子ども・若者・子育ての状況をみると、依然として厳しい状況です。

○ 子どもの貧困、虐待やいじめ、ひきこもり、ヤングケアラーといった支援が必要な状況にある子ども・若者

○ 男性の育児休業取得率は低く、家事や育児の負担は依然として女性に偏っている。その上、地域社会ではつながりが希薄となり、子育て家庭が孤立

また、本計画の策定に当たって意見を伺った当事者からは以下のような意見が寄せられました。

○（寄せられた意見の中から以下のような行政課題等を記載）

○ 生活保護を受給できないが、生活が苦しい世帯への支援策が欲しい。

○ 奨学金のように条件付きでない学業支援制度を望む。

すべての子育て当事者が子育てに喜びや生きがいを感じるために、当事者の目線で子育てに関連する不安を解消して子どもを生み育てられる環境の整備を進めていくとともに、子ども・若者の最善の利益をともに考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、以下のとおり、子ども・若者・子育て支援を推進するに当たっての基本理念等を定めました。



## 1 基本理念

子どもの目線に立った施策の推進を通じて、子ども一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせる社会を実現し、未来を担う人材を社会全体で育む。

## 2 基本方針

1 すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること

2 父母その他の保護者が子育ての責任を果たしやすいよう、家庭その他の場における生活を尊重しながら、子育てに関する負担の軽減及び不安の解消を図ること

3 社会全体が子育てに関わる当事者の子ども・若者目線に立ち、主体的に連携し、協力すること

## 3 主要施策

目指すみらいの実現のため、「ライフステージを通した重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者の不安解消のための施策」、「子ども・若者を地域でともに育む施策」の4つを充実・強化します。

子どもは、社会の希望であり、未来の宝です。

若者は、自立して大人となり、社会の一員として活躍することが期待されるかけがえのない存在です。

すべての子ども・若者が、権利の主体として尊重され、自らそれぞれの個性を生かし、可能性を十分に開花させて、自立した人間に成長することは県民全体の願いです。

また、子ども・若者の尊厳を重んじ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことは、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。

そこで、本計画では、子ども・若者の幸せと健やかな育ちを第一に考えることを基本とし、誰一人取り残さない、すべての子ども・若者のいのちが輝くみらいの実現を目指します。

1

- すべての子ども・若者が幸福で健やかに成長するためには、思想・信条、人種、民族、国籍、障がいの程度などの違いによって差別的取扱いを受けることがないようにし、また、貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取などの権利の侵害から守り、救済することが重要です。
- そこで、子ども・若者があらゆる差別を受けず、権利の主体として意見を尊重され、自分らしいられるとともに、その最善の利益が考慮される社会を目指します。

2

- 子どもを希望する者がそれぞれの希望に応じ、不安なく、子どもを産み育てることや、子育て当事者が社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合い子育てに伴う喜びを実感するためには、当事者の負担や不安を軽減し、子育てに希望を持てる環境の整備が必要です。
- そこで、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、保護者の多様な選択肢を支援し、保護者が子育てに責任を果たせるよう、子育ての負担軽減や不安解消を図ります。

3

- 子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えることは、子どもや子育て当事者の幸せや、若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながることはもとより、未来の地域社会のための基盤づくりとして重要な意義があることを踏まえ、社会全体で推進する必要があります。
- そこで、県民、事業者、子育て支援団体など地域社会のすべての構成員が、子育て支援の重要性を理解し、子育て当事者の目線に立ち、主体的に連携し、協力することを目指します。

目指すみらいの実現に向けた具体的な施策展開に当たっての基本的な視点を、主要施策ごとに設定しました。

#### 4 主要施策のこども大綱との整合性

こども大綱

子ども・若者みらいプラン

ライフステージを通した重要事項

ライフステージを通した重要事項

ライフステージ別の重要事項

ライフステージ別の重要事項

子育て当事者への支援  
に関する重要事項

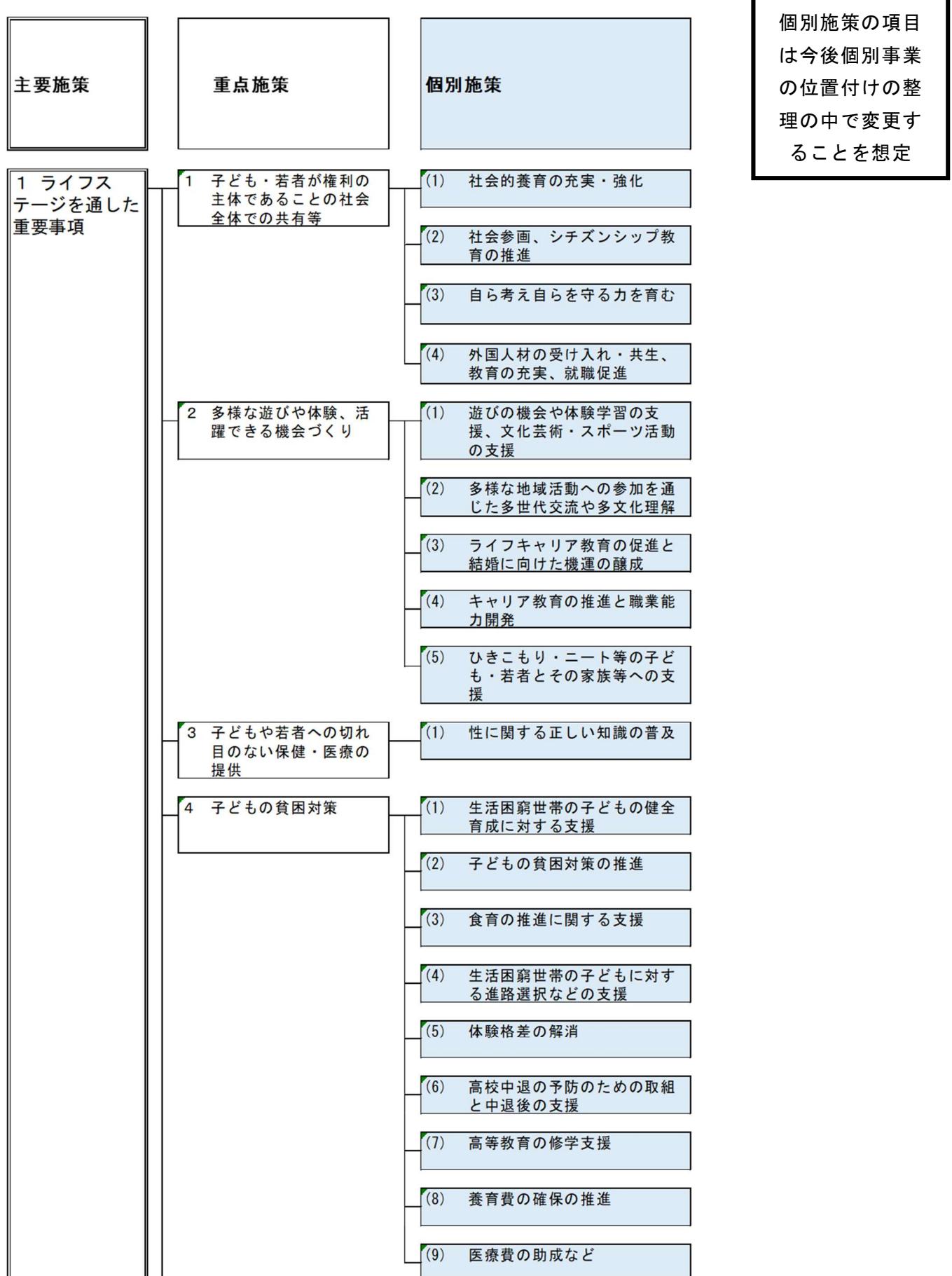
子育て当事者の不安解消  
のための施策

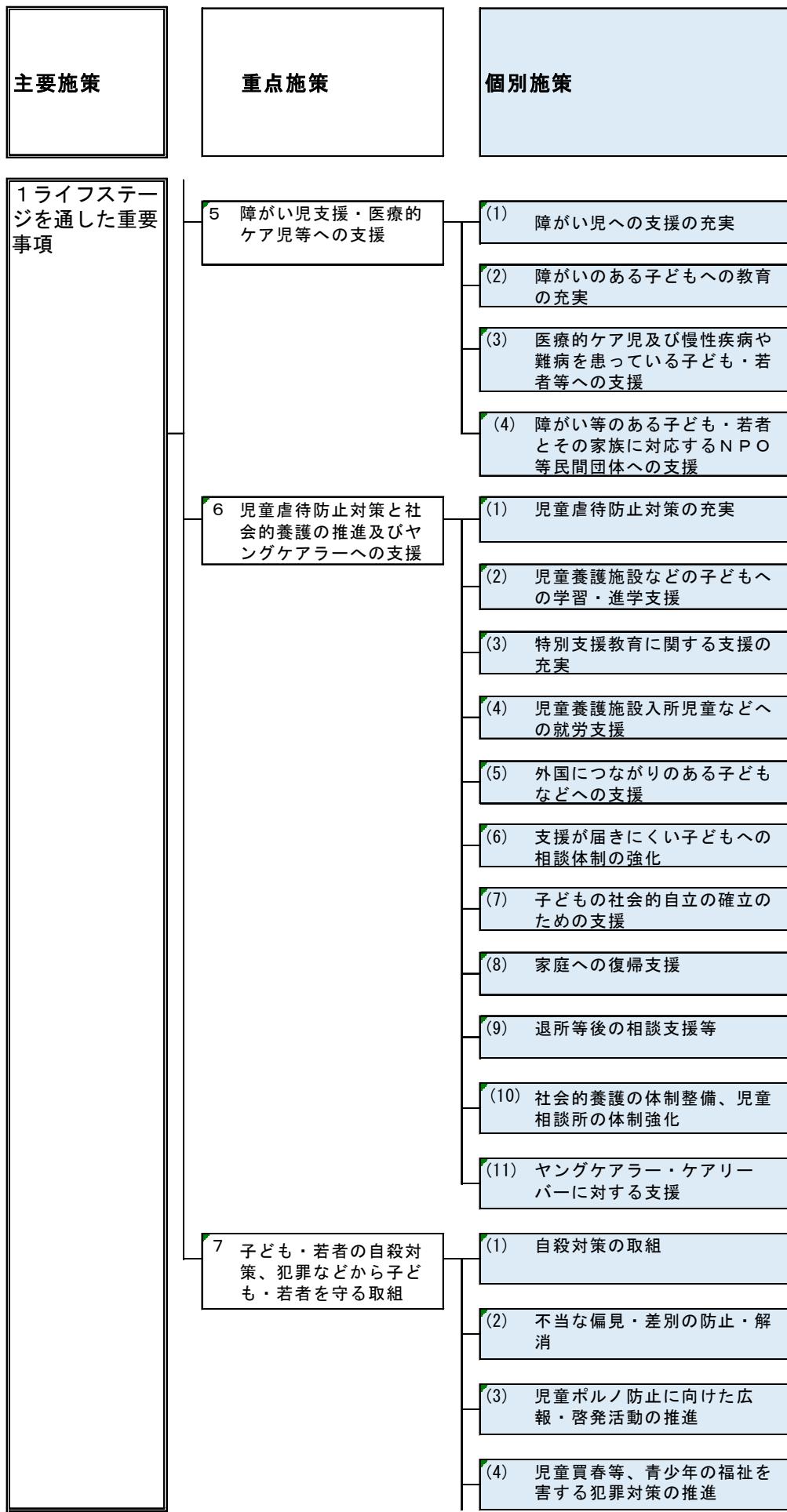
こども施策を推進するために  
必要な事項

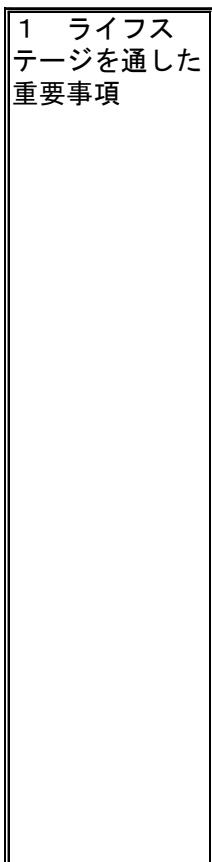
子ども・若者を  
地域でともに育む施策

施策の推進体制等

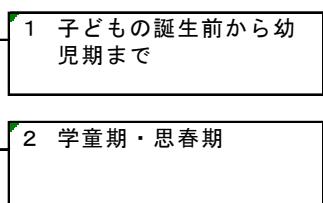
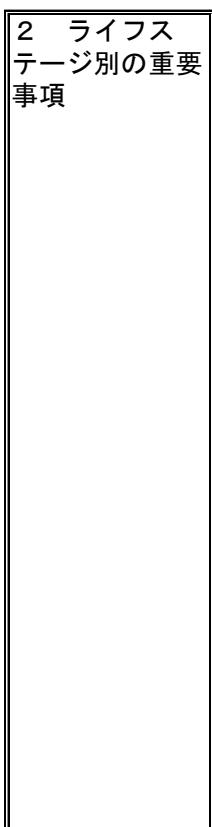
## 5 施策体系図



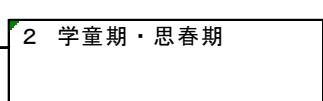




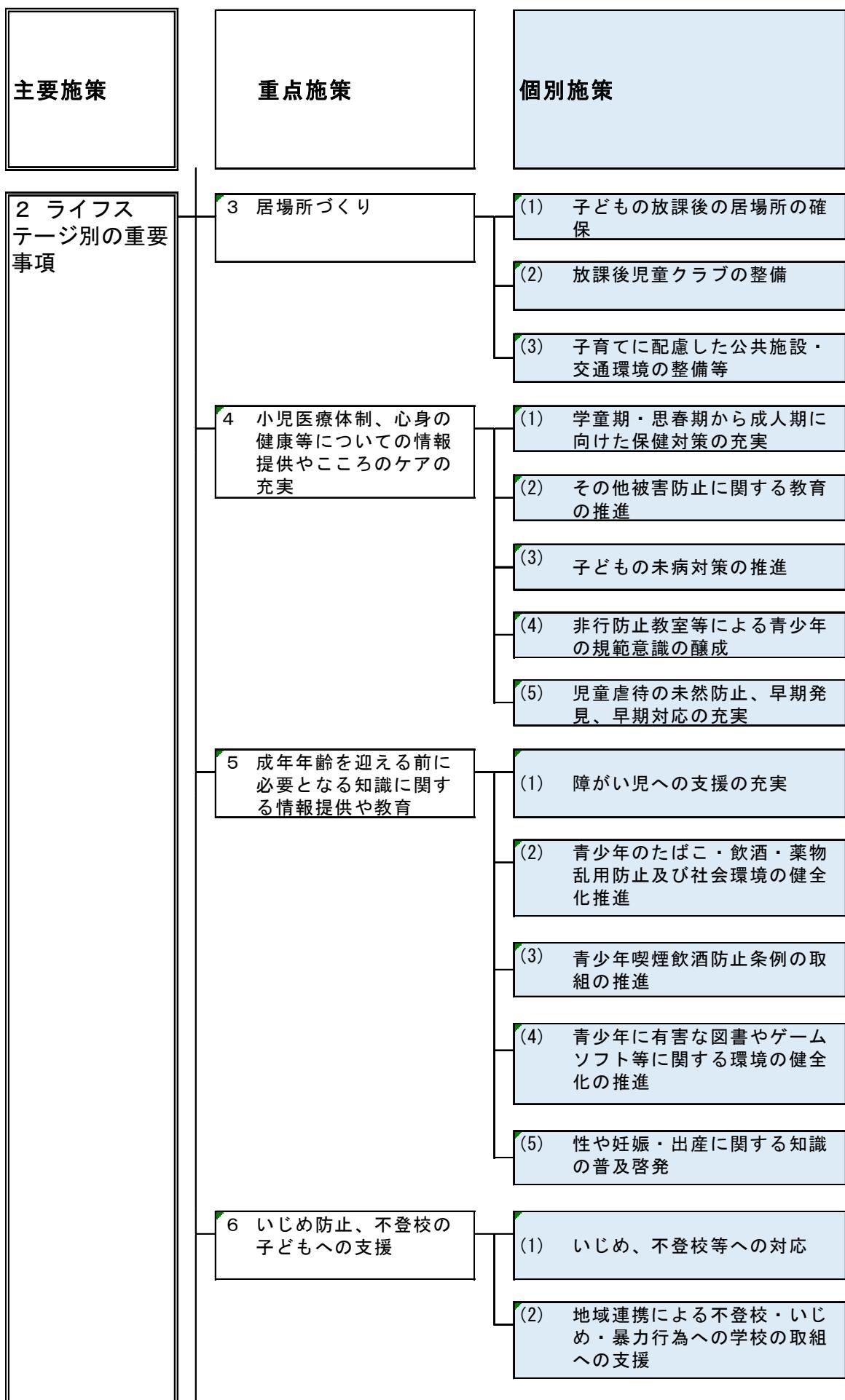
- (5) 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり
- (6) 犯罪被害者等への支援
- (7) 情報モラルやメディアリテラシーに関する教育及びメディア技術を活用した学習の機会づくり
- (8) スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組
- (9) ネットいじめへの対応
- (10) 青少年保護育成条例に基づく調査・指導の継続
- (11) 業界による自主規制の奨励
- (12) 新たに出現する多様な業態への対応
- (13) インターネット上の有害情報対策の推進

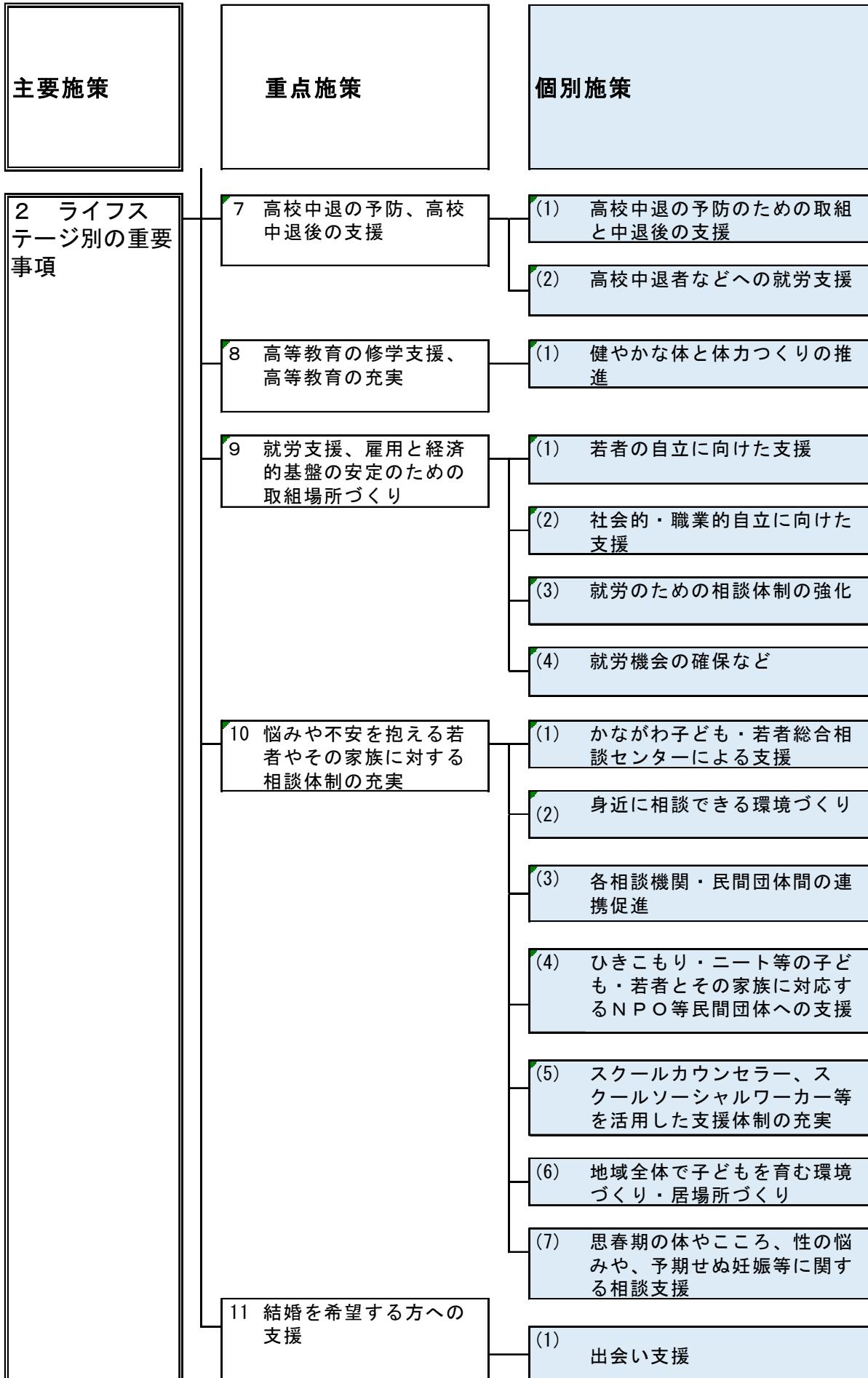


- (1) 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実



- (1) 健やかな体と体力つくりの推進
- (2) 社会性の基盤づくりを担う教育の充実
- (3) 「確かな学力」の向上とこれからの中社会に対応する力の育成
- (4) 教育費等負担の軽減
- (5) 夜間中学の設置促進・充実
- (6) 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
- (7) いのちを大切にし、思いやりを育む教育の充実





## 主要施策

## 重点施策

## 個別施策

### 3 子育て当事者の不安解消のための施策

#### 1 子育てや教育に関する経済的負担等の軽減

(1) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

(2) 幼児期の教育・保育に従事する人材の確保の取組

(3) 幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組

(4) 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組

(5) 教育・保育情報の公表

(6) 小児医療の充実

(7) 子育てに配慮した住宅施策

(8) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(9) 子どもを犯罪から守るための活動等の推進

(10) 子どもを災害・感染症から守るための施策

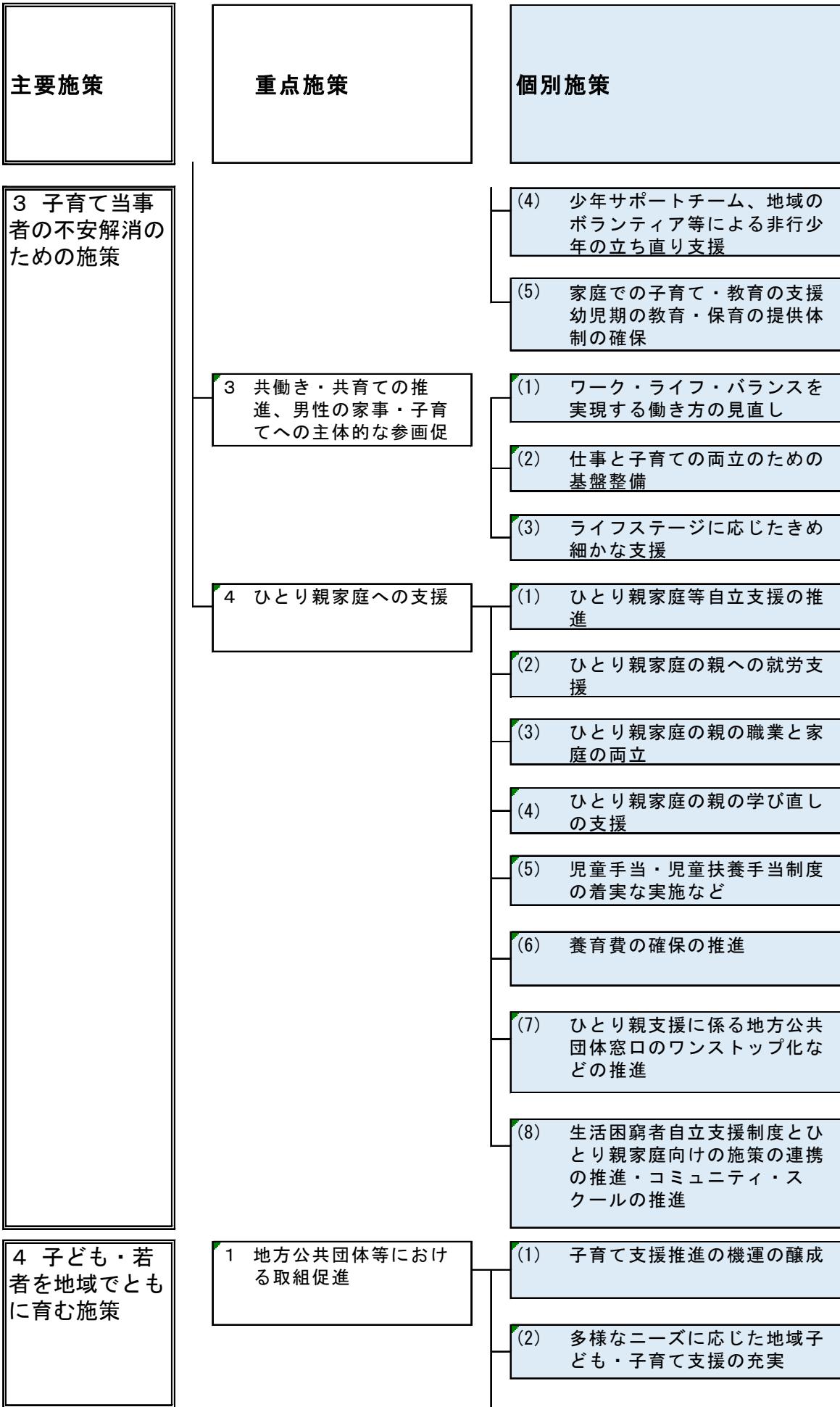
(11) 予防のための子どもの死亡検証の推進

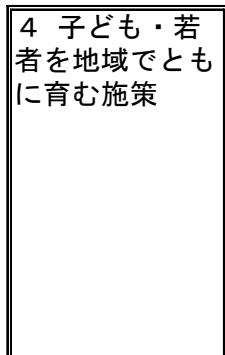
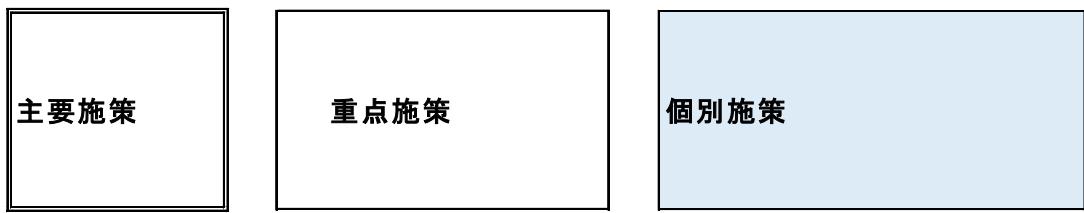
#### 2 地域子育て支援、家庭教育支援

(1) コミュニティ・スクールの推進

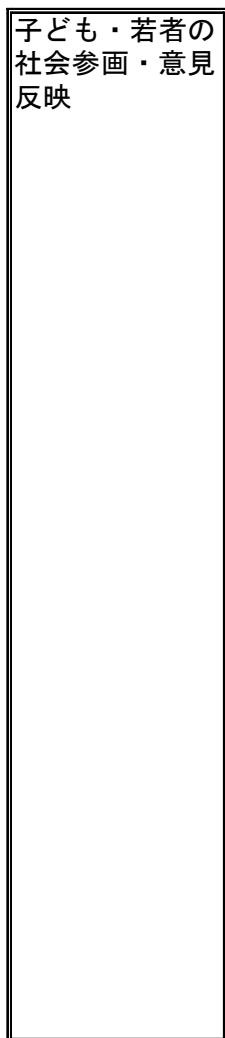
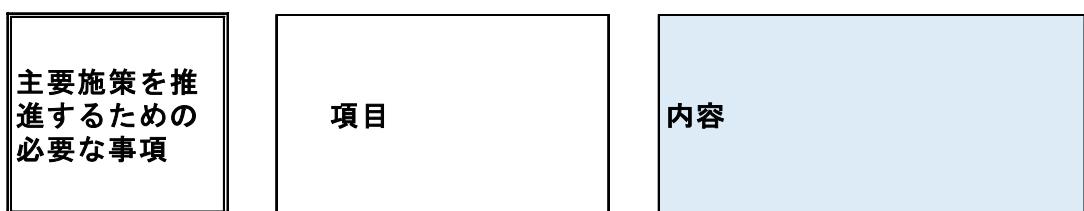
(2) 地域連携による非行防止対策の充実

(3) 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止





- (3) 外国籍県民等の子育て支援の充実
- (4) 市町村などの体制強化
- (5) 市町村や他機関との連携
- (6) 九都県市による広域的な対応や民間事業者と協働した取組の推進



- 1 多様な声を施策に反映させる工夫
  - (1) 多様な意見などを反映させるためのしくみづくり
  - (2) 理解促進の取組
  - (3) 企業、民間団体などとの連携
  - (4) 民間団体相互のネットワークづくり
  - (5) NPO等民間団体との協働による自立支援
- 2 社会参画・意見反映を支える人材の育成
  - (1) 子ども・若者を支援する担い手の養成・支援
  - (2) 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応
  - (3) 県・市町村・青少年関係団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進
  - (4) 相談職員の資質向上
- 3 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
  - (1) 地域の子育て支援団体等の活動の推進

**参考** 大綱に掲載されているが、事業の紐づけができないと考えられる項目（＝上記の施策体系図に入れ込んでいないもの）

- ①校則の見直し
- ②体罰や不適切な指導の防止
- ③国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- ④こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

### 主要施策 1

#### ライフステージを通した重要事項

##### 重点施策 1

子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共  
有等

##### 個別施策

- (1) 社会的養育の充実・強化
- (2) 社会参画、シチズンシップ教育の推進
- (3) 自ら考え自らを守る力を育む
- (4) 外国人材の受け入れ・共生、教育の充実、就職促進

##### (1) 社会的養育の充実・強化

○○の取組を進めます。

###### 【主な事業】

①	○○
.....	
②	○○
.....	
③	○○
.....	

## V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

今後作成予定

### 1 幼児期の教育・保育の需給計画

#### (1) 幼児期の教育・保育の需給計画とは

幼児期の教育・保育の需給計画では、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育サービスの充実を計画的に進めるため、県全域及び(2)で設定する県設定区域ごとに、各年度の需要量（量の見込み）と、それに対応する供給量（確保の内容）を定めています。

#### (2) 県設定区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国的基本指針では、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」に地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定し、その区域ごとに、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育の利用の見込み量に対応する教育・保育の提供体制の確保方策を記載し、ニーズに応じた提供体制の整備をしていくことが定められています。

また、同様に、県についても、「県子ども・子育て支援事業支援計画」に市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、さらに、広域利用等の実態を踏まえて県設定区域を設定することとされています。

県設定区域は、県が教育・保育施設の認可や認定の際に行う需給調整の判断基準の基礎（当該区域において利用定員数が計画に定める必要数に既に達しているか、施設の認可等によりこれを超えることになると認めるとときは、認可をしないことができます）であり、県が認可等に当たってどのような区域を単位に需給調整するのかを表すものとなります。

#### 県設定区域

教育・保育の認定区分	県設定区域	設定に当たっての考え方
1号認定（教育標準時間認定） (子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望)	全県1区域	幼稚園の市町村域を超えた広域利用の実態や認可の現状を踏まえ設定
2号認定（3歳以上・保育認定） (子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望)		保育所は広域利用がそれほど多くないこと、また、保育の実施主体である市町村ごとのニーズに応じて実施している認可の現状を踏まえ設定
3号認定（3歳未満・保育認定） (子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望)	市町村域	

### (3) 「量の見込み」の算定に当たっての考え方

県計画に記載する「各年度における教育・保育の量の見込み」については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の参酌標準（下記参照）どおり、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、県全域及び県設定区域について、年度・認定区分ごと（1～3号認定。3号認定については0歳及び1～2歳別）の必要利用定員総数を設定します。

### (4) 「確保の内容」の算定に当たっての考え方

「教育・保育の量の見込み」に対し、提供しようとする特定教育・保育施設、特定地域型保育事業その他の「確保の内容」についても、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、県全域及び県設定区域について、年度・認定区分・施設等の区分ごとの利用定員数を設定します。

【参考】基本指針 別表6 教育・保育の参酌標準

事 項	内 容
法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育	市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、「市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項」を踏まえて都道府県設定区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。

(5) 各年度における量の見込みと確保の内容（需給計画）

ア 県合計（各年度4月1日時点）

令和7年度

(単位:人)

	1号	2号	3号		小計	計
			0歳	1～2歳		
①需要量(量の見込み)						
②供給量 (確保の内容)	特定教育・保育施設					
	確認を受けない幼稚園					
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設					
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)					
	企業主導型保育事業 (地域枠)					
	幼稚園接続保育					
合計						
②-①						

- 
- 
- 

令和 11 年度

(単位:人)

	1号	2号	3号		小計	計
			0歳	1～2歳		
①需要量(量の見込み)						
②供給量 (確保の内容)	特定教育・保育施設					
	確認を受けない幼稚園					
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設					
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)					
	企業主導型保育事業 (地域枠)					
	幼稚園接続保育					
合計						
②-①						

## VI 計画の点検・評価及び推進体制

今後作成予定

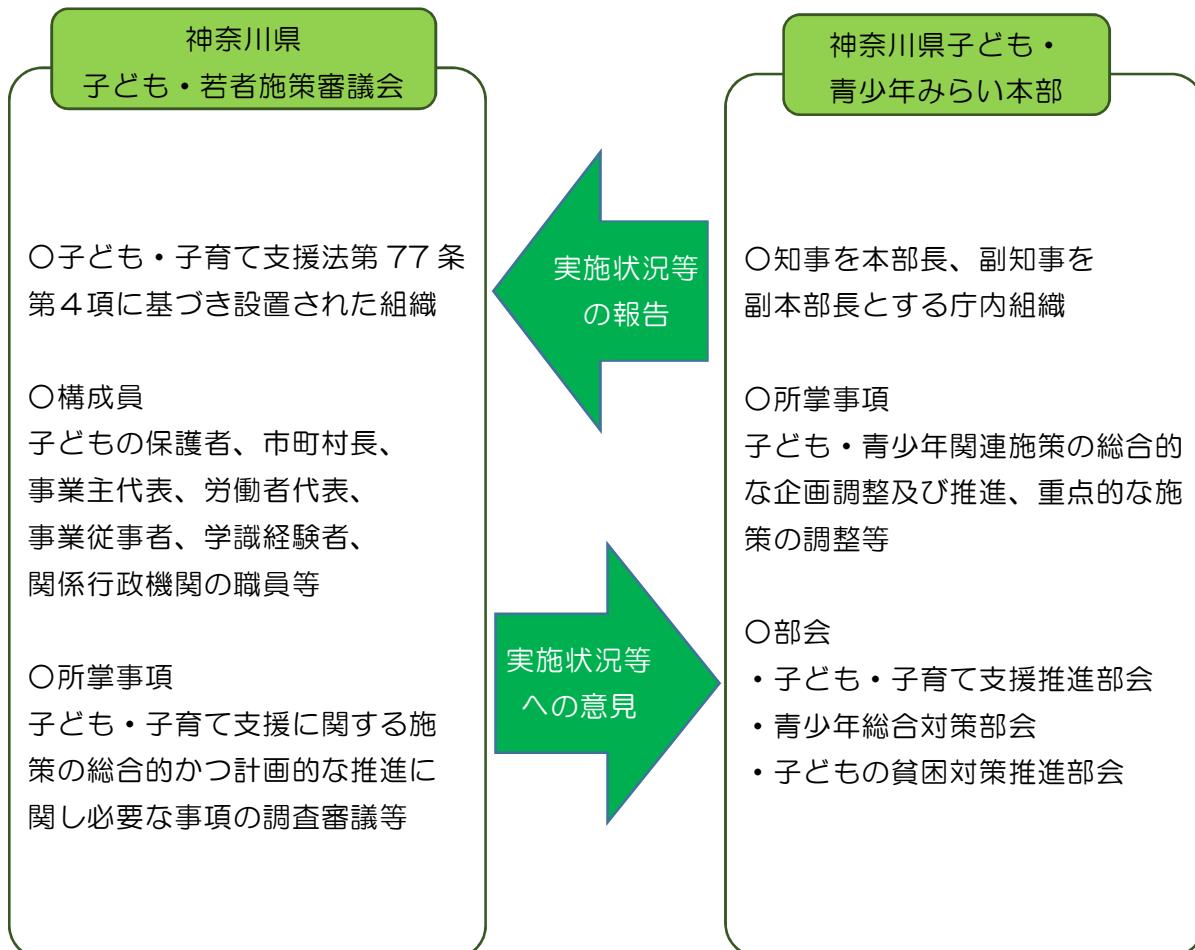
### 1 計画の達成状況の点検・評価

毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について、点検・評価し、神奈川県子ども・若者施策審議会で審議するとともに、その結果を公表します。

また、点検・評価結果や社会情勢の変化、国の施策の動向、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画期間の中間年を目安に計画の見直しを行います。

### 2 計画の推進体制

神奈川県子ども・若者施策審議会及び神奈川県子ども・青少年みらい本部において、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



### 3 各施策の数値目標

目標設定項目	現状値	目標値				
		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
○○○○○	件 ○○○	○○	○○	○○	○○	○○
	%	○○	○○	○○	○○	○○
○○○○○						

•  
•  
•

## VII 参考資料

今後作成予定

### 1 計画改定の経過

年 月 日	経 過
令和6年 月 日	○○会議
・・・	
令和6年 月 日	県議会令和6年第3回定例会に改定素案を報告

### 2 関連条例

#### ■ 神奈川県子ども・若者施策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は～。

### 3 本県の子ども・若者・子育ての状況（参考）

#### （1）少子化の状況

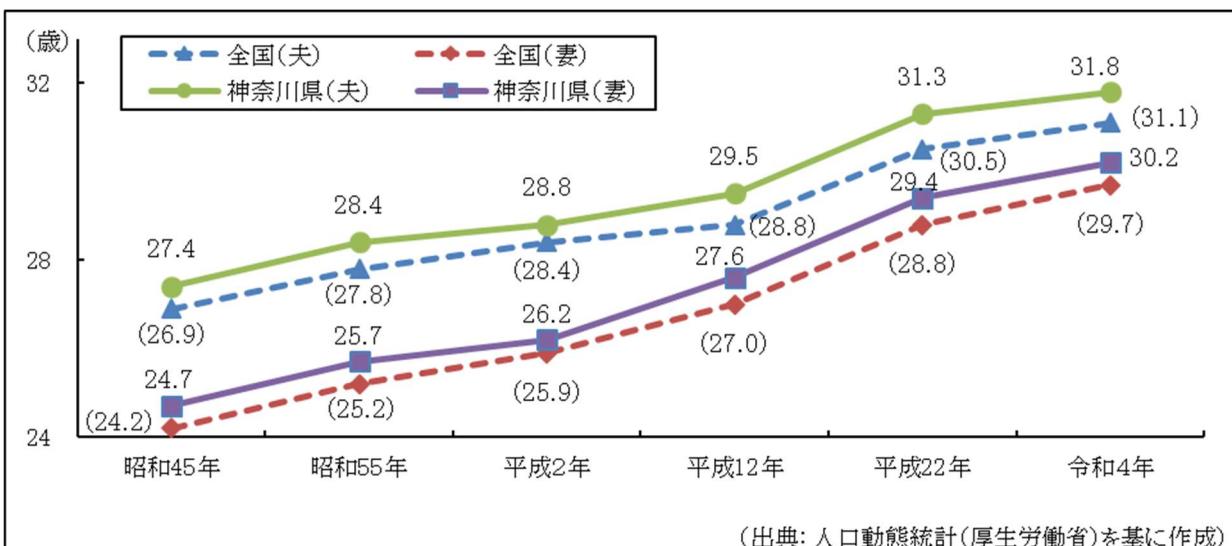
##### ア 晩婚化・未婚化の進行

本県の平均初婚年齢は、全国と同様に夫、妻とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。

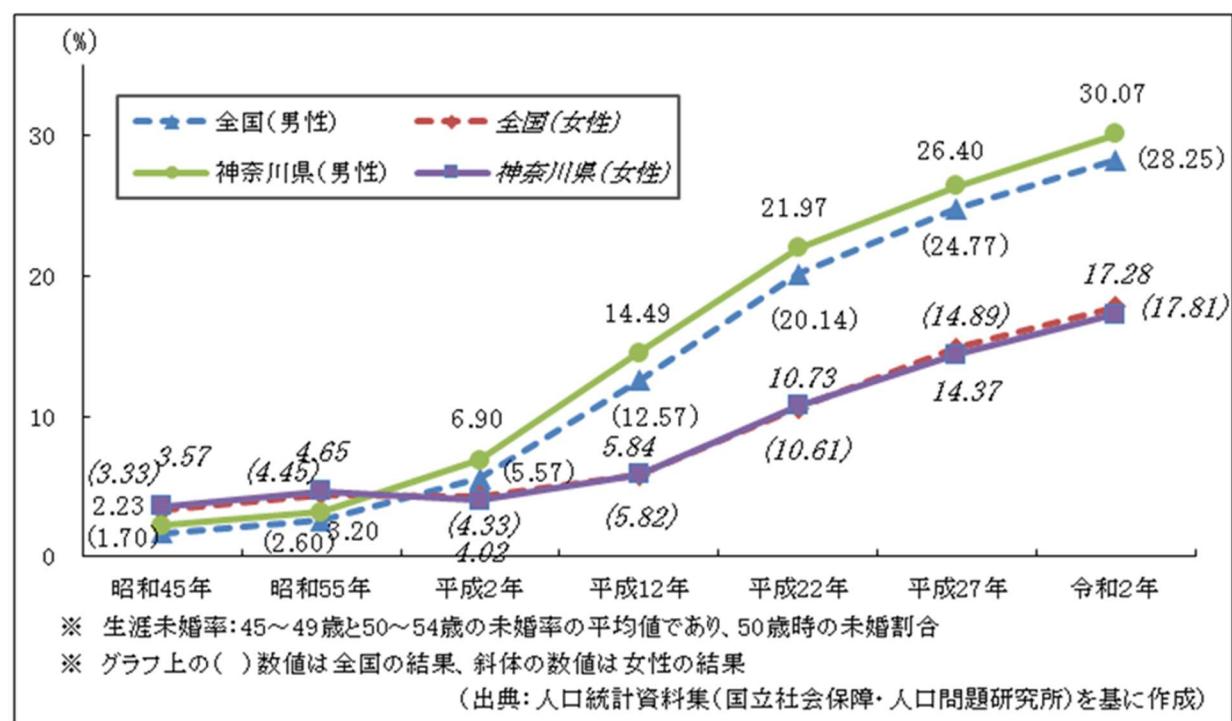
また、生涯未婚率（50歳時の未婚割合）も同様に増加しており、昭和45年から令和2年の50年間で、男性は約13倍に、女性は約5倍に増えています。

こうした晩婚化・未婚化の背景には、結婚に対する男女の意識の変化や不本意に非正規で働く若者が他の年代に比べて多いことなどが関連しているとみられます。

■参考図表1：平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）



■参考図表2：生涯未婚率の推移（全国、神奈川県）

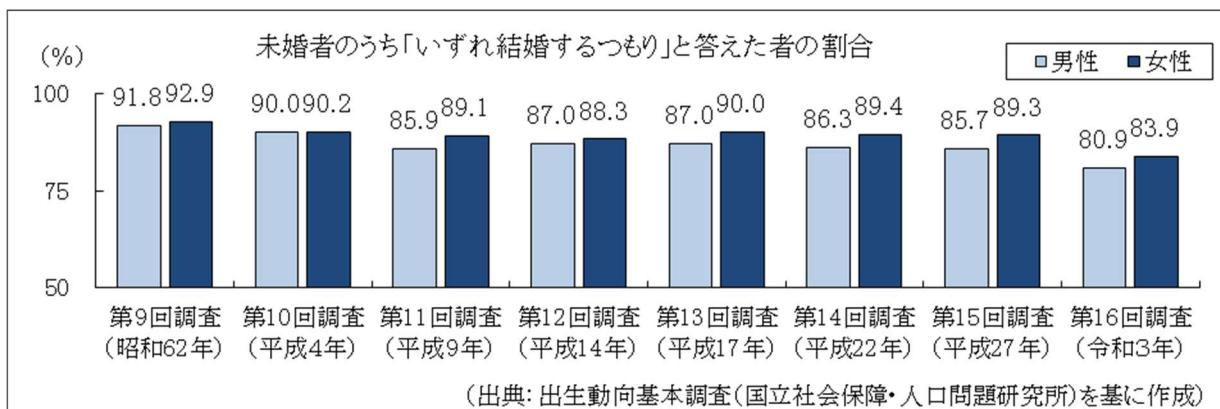


## イ 結婚に対する意識

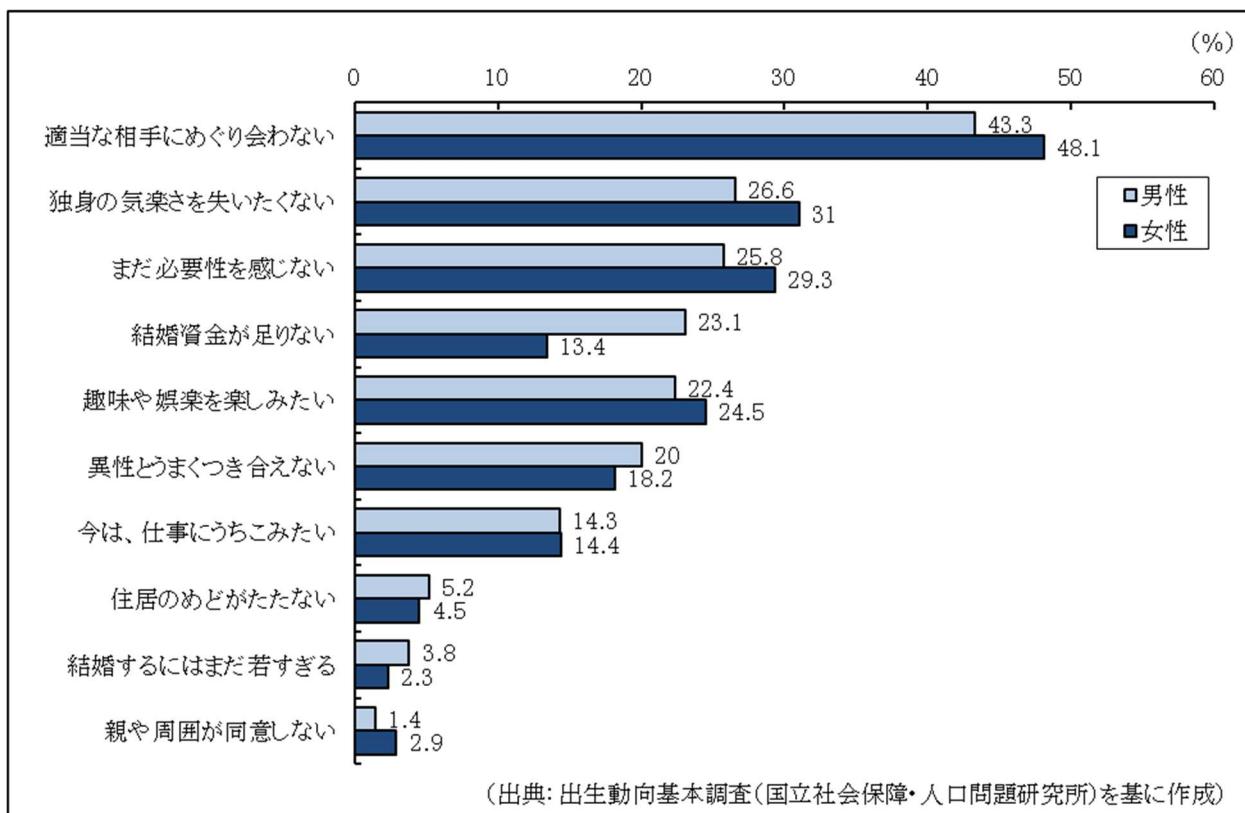
未婚者（18歳～34歳）に結婚の意思を尋ねた全国調査の結果をみると、「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合は、男女ともに概ね9割前後で推移していましたが、令和3年には5ポイント以上低下しています。

また、同調査で未婚者のうち、25歳～34歳の未婚者に尋ねた「独身でいる理由」については、男女ともに「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、「独身の気楽さを失いたくない」、「まだ必要性を感じない」といった理由が続きます。

■参考図表3：未婚者の生涯の結婚意思（全国）



■参考図表4：独身でいる理由（全国）

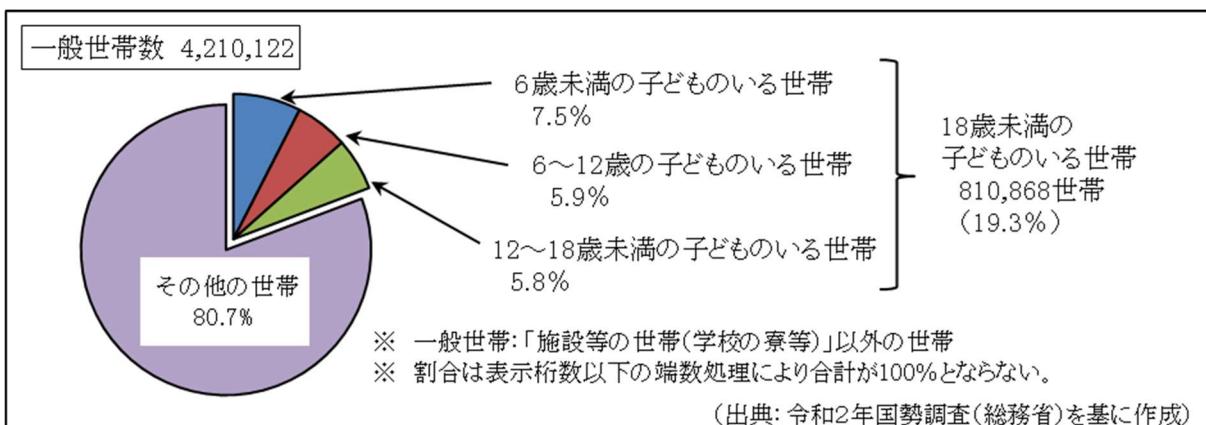


## (2) 家族のかたちの変化

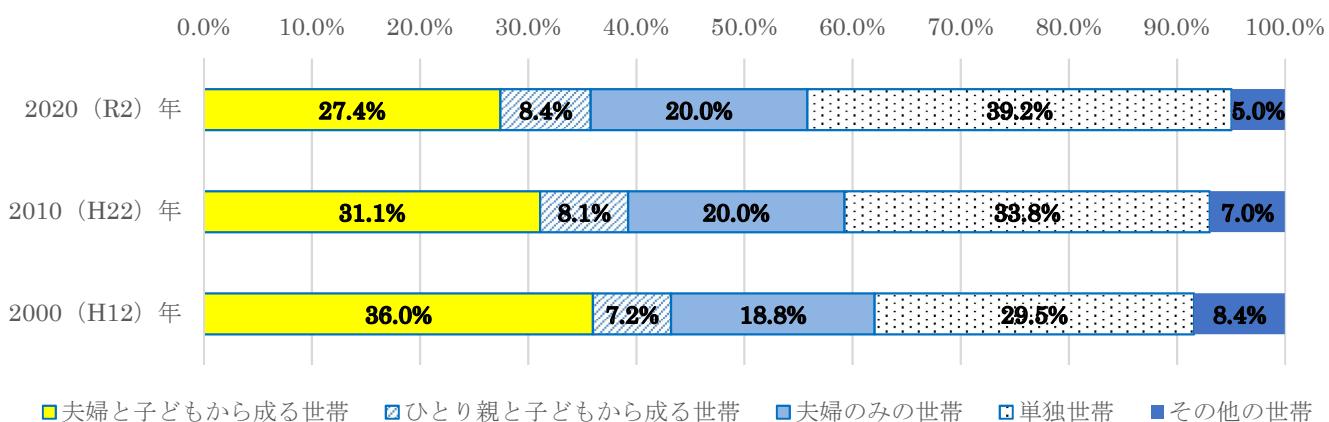
本県の世帯構成をみると、18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年では全体の5分の1以下となっており、一般世帯の家族類型について、最も割合が高い世帯は、平成12年度には夫婦と子どもから成る世帯でしたが、令和2年度は単独世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、夫婦共働き世帯の割合は、平成29年の55.6%に対し、令和4年では60.3%と増加しています。

■参考図表5：子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



■参考図表6：一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）



(出典: 国勢調査(総務省) 各年10月1日現在)

■参考図表7：夫婦共働き世帯数及び割合（全国、神奈川県）

(単位:世帯数、%)

	平成29年			令和4年		
	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合
神奈川県	1,177,700	654,600	55.6	1,059,300	638,700	60.3
全国	15,312,000	9,084,300	59.3	13,921,000	8,826,200	63.4

※ 子どものいる世帯総数:「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計数

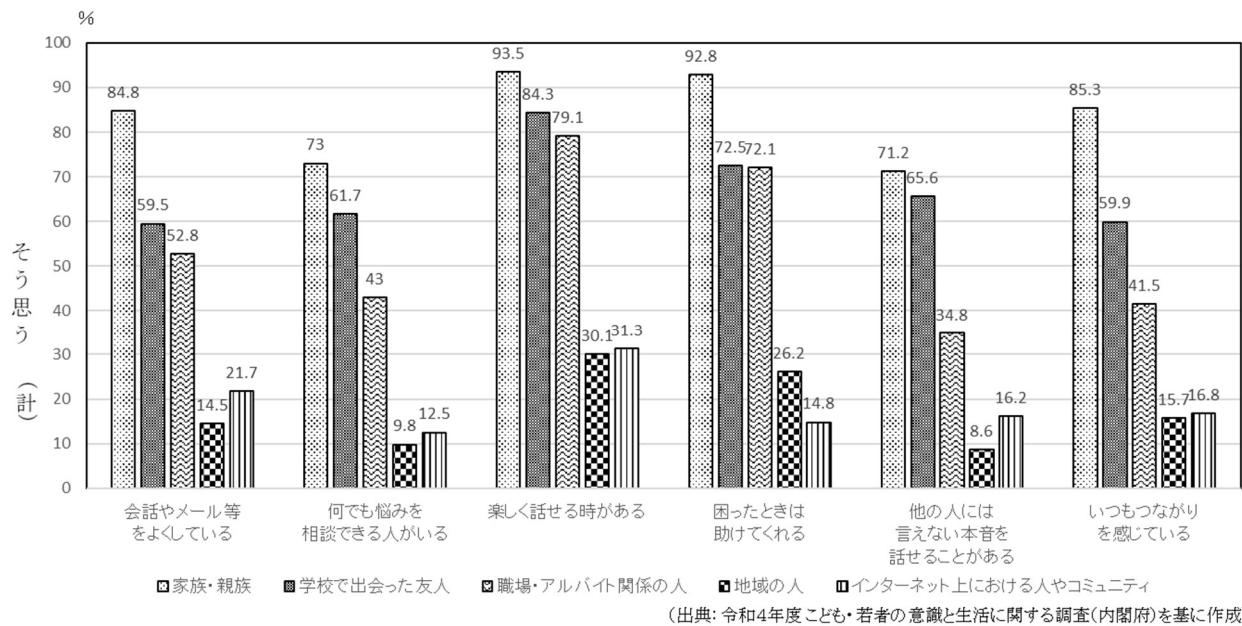
※ 夫婦共働き世帯数:子どものいる世帯総数のうち、夫婦共に有業の世帯数

(出典: 就業構造基本調査(総務省)を基に作成)

### (3) 他者との関わり方・家族のかたちの変化

他者との関わり方については、どの項目においても「家族・親族」が最も高く、次いで、「学校で出会った友人」となっています。「地域の人」と「インターネット上における人やコミュニティ」を比べると、「困ったときは助けてくれる」の項目のみ「地域の人」が高く、それ以外の項目は「インターネット上におけるコミュニティ」が高くなっています。

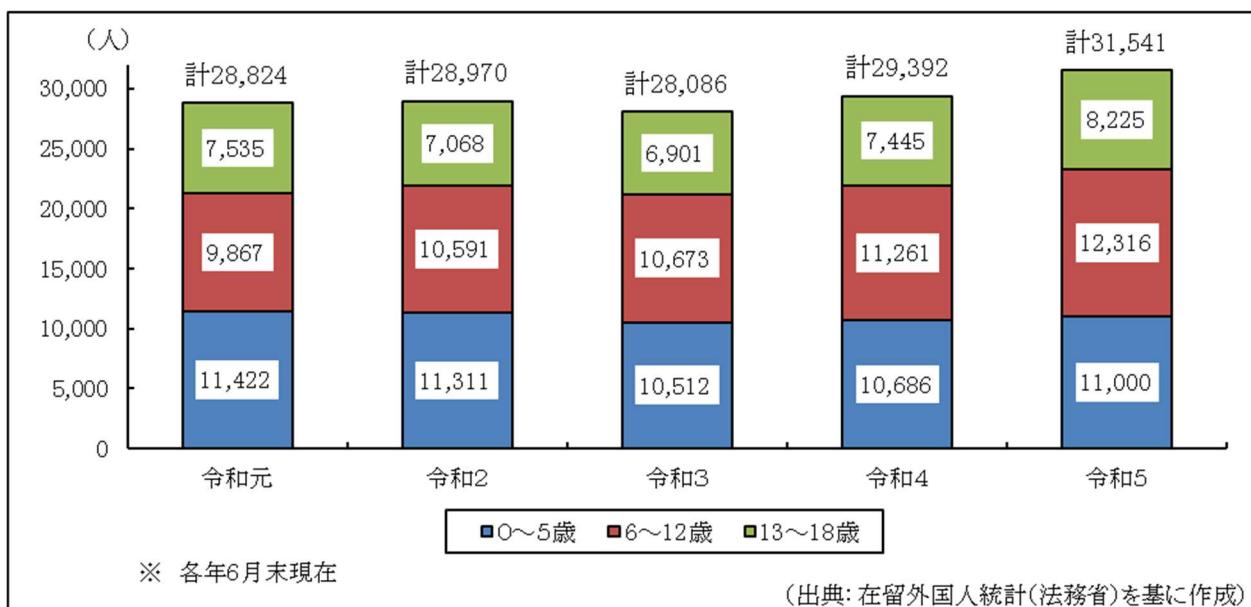
■参考図表8：他者との関わり方（全国）



### (4) 在留外国人の子ども

県内の在留外国人の子どもの数は増加傾向にあります。0～5歳の就学前児童は、令和元年の11,422人に対し、令和5年には11,000人となっています。

■参考図表9：在留外国人の子どもの数の推移（神奈川県）



## (5) 児童虐待の相談内容

児童虐待の相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで、身体的虐待、保護の怠慢・拒否となっています。

■参考図表10：児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（神奈川県）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心理的虐待	12,262件 (60.0%)	13,607件 (61.6%)	13,298件 (61.4%)	14,501件 (60.5%)	#DIV/0!
身体的虐待	4,331件 (21.2%)	4,715件 (21.3%)	4,458件 (20.6%)	5,001件 (20.9%)	#DIV/0!
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3,698件 (18.1%)	3,569件 (16.2%)	3,650件 (16.9%)	4,219件 (17.6%)	#DIV/0!
性的虐待	158件 (0.8%)	202件 (0.9%)	248件 (1.1%)	234件 (1.0%)	#DIV/0!
計	20,449件 (100.0%)	22,093件 (100.0%)	21,654件 (100.0%)	23,955件 (100.0%)	#DIV/0!

（出典：子ども家庭課資料）

※割合は、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある

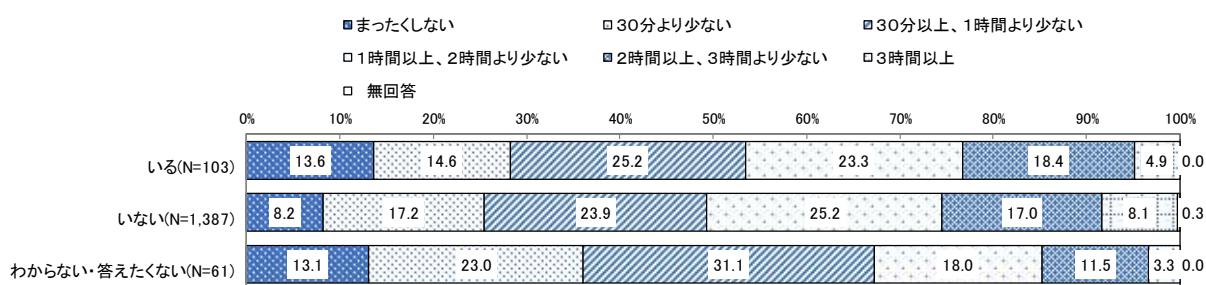
## (6) ヤングケアラーの勉強時間

1日あたりの勉強時間を見ると、1時間以上の割合は学校がある日ではケアラー状況の子どもが46.6%、ケアラー状況ではない子どもが50.3%となり、ケアラー状況の子どもが約4ポイント下回ります。

一方で学校がない日の1時間以上の割合はケアラー状況の子どもが51.5%、ケアラー状況ではない子どもが45.9%と、ケアラー状況の子どもが約6ポイント上回る結果となっています。

ケアラー状況の子どもは平日の勉強時間はケアラー状況ではない子どもに比べて少なく、その分休日に勉強時間を確保していることがわかります。

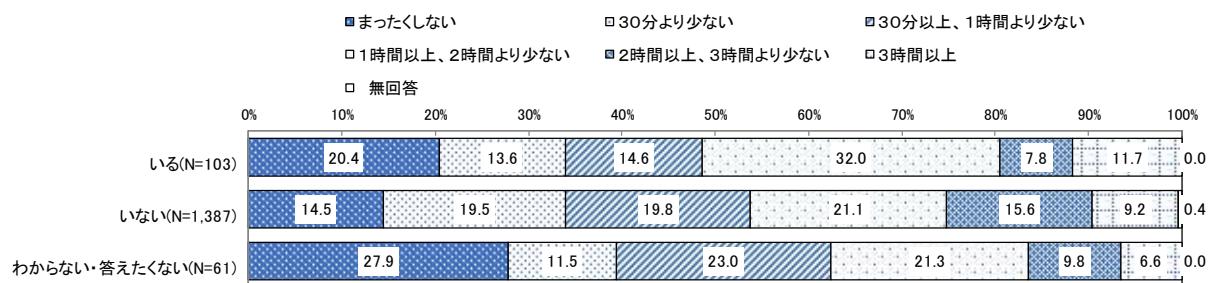
■参考図表11：ケアラー状況×1日あたりの勉強時間（学校がある日）



（出典：令和5年度神奈川県子どもの生活状況調査）

※ 県内中学2年生のいる世帯、4,320世帯を抽出し、中学2年生1,585人から回答を得た調査

■参考図表 12：ケアラー状況×1日あたりの勉強時間（学校がない日）



(出典：令和5年度神奈川県子どもの生活状況調査)

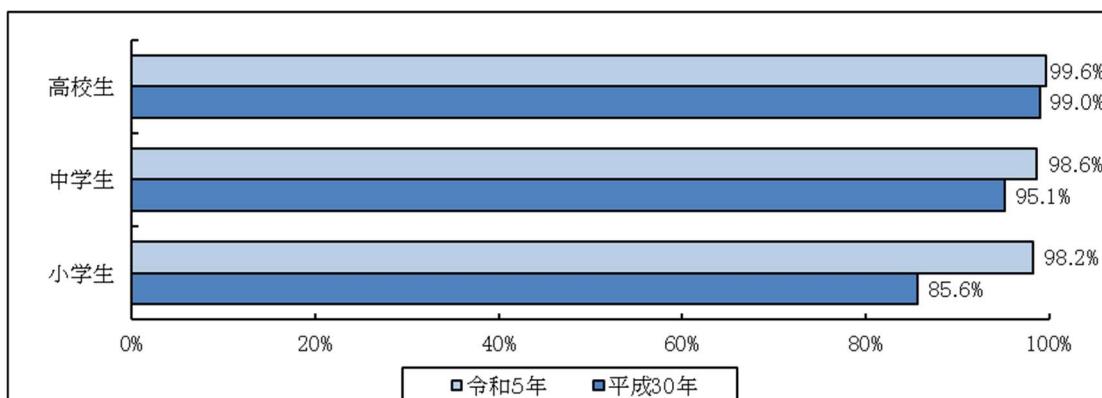
※ 県内中学2年生のいる世帯、4,320世帯を抽出し、中学2年生1,585人から回答を得た調査

## (7) インターネットの利用状況

全国の子どものスマートフォン等によるインターネットの利用率は、平成30年と令和5年を比較すると増加しており、小学生では85.6%から98.2%となったことから、ほぼ全員がインターネットを利用していることになります。

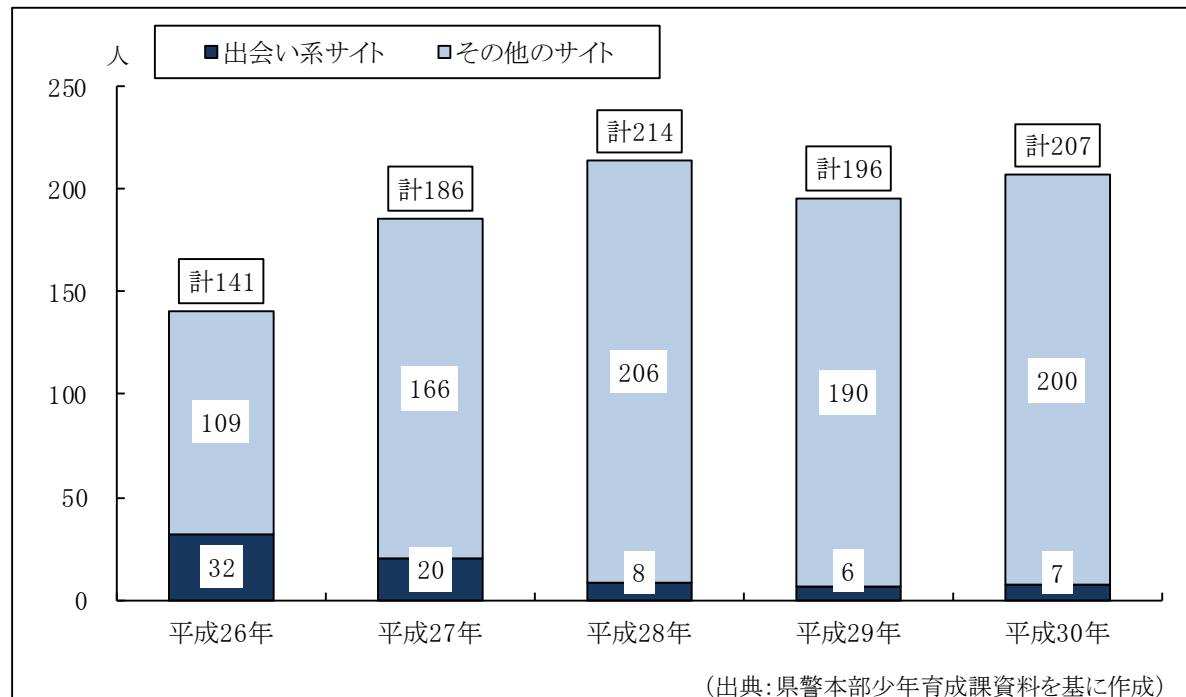
ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイト等を利用した事件の県内の被害児童は、平成26年の141人に対し、平成30年は207人と増加しています。

■参考図表 13：インターネットの利用率（全国）



(出典：青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)を基に作成)

■参考図表 14：コミュニティサイト等を利用した事件の被害児童（神奈川県）



## (8) 子どもの貧困の状況

全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は 721.7 万円ですが、母子世帯は 270.6 万円で約4割になっています。

■参考図表 15：平均稼働所得・貯蓄・借入金の状況（全国）

	稼働所得	貯蓄の有無等		借入金の有無等	
		有 (平均)	82.4% 1368.3 万円	有 (平均)	24.7% 390.6 万円
全世帯	399.6 万円	無	11.0%	無	65.4%
		有 (平均)	85.5% 1029.2 万円	有 (平均)	55.7% 1185.1 万円
児童のいる 世帯	721.7 万円	無	9.2%	無	37.5%
		有 (平均)	74.4% 422.5 万円	有 (平均)	36.3% 246.6 万円
母子 世帯	270.6 万円	無	22.5%	無	60.1%
		有 (平均)	77.5% 203.2 万円	有 (平均)	39.5% 96.6 万円

(出典：厚生労働省「令和4年（2022年）国民生活基礎調査の概況」より作成

※ 不詳は表示していないため、合計が 100%にならない。

※ 「児童」とは、18歳未満の未婚の者。

※ 「母子世帯」とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯。

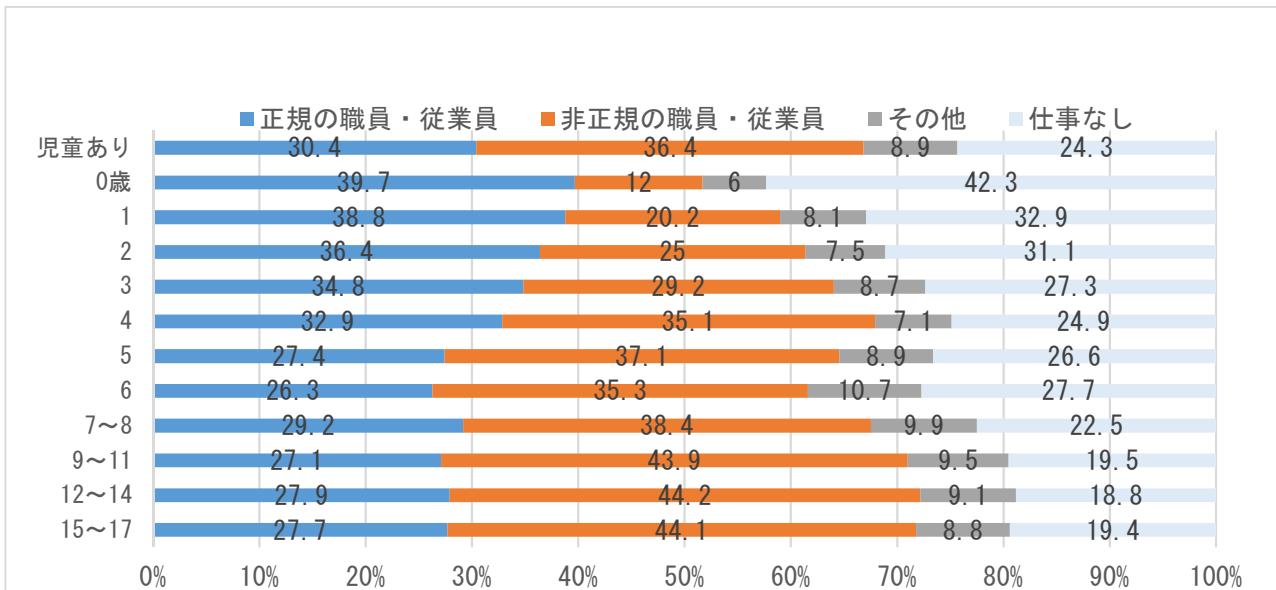
※ 稼働所得は2021年1月1日から12月31日までの1年間の所得、貯蓄・借入金とは、2022年6月末日の現在高及び残高。

## ア 子どものいる世帯の状況

児童のいる世帯における母の仕事の状況（全国）では、「正規の職員・従業員」（30.4%）、「非正規の職員・従業員」（36.4%）、「その他」※（8.9%）を合わせた仕事がある者は、75.7%となっています。また、「正規の職員・従業員」の割合は、末子の年齢による差は

少ないものの、「非正規の職員・従業員」の割合については、子どもの年齢が上がると大きく増えています。

■参考図表 16：末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況（全国）



(出典：厚生労働省「令和4年（2022年）国民生活基礎調査の概況」より作成)

※ 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。仕事不詳は含まない。

■参考図表 17：雇用形態、性、年齢階級別賃金及び雇用形態間賃金格差（全国）

	男性		女性		
	正社員・正職員 <月額・千円>	正社員・ 正職員以外 <月額・千円>	正社員・正職員 <月額・千円>	正社員・ 正職員以外 <月額・千円>	
20～24 歳	232.2	202.0	(87.0)	224.8	(96.8)
25～29 歳	271.4	229.1	(84.4)	252.6	(93.0)
30～34 歳	307.0	238.1	(77.6)	270.2	(88.0)
35～39 歳	344.8	241.1	(69.9)	286.4	(83.0)
40～44 歳	380.2	245.6	(64.6)	296.6	(78.0)
45～49 歳	406.4	245.7	(60.5)	304.5	(74.9)
50～54 歳	428.3	262.5	(61.3)	315.2	(73.6)
55～59 歳	440.8	264.5	(60.0)	316.3	(71.8)
60～64 歳	372.4	285.1	(76.6)	290.4	(78.0)
65～69 歳	331.7	254.8	(76.8)	259.6	(78.3)
年齢計	363.6	255.0	(70.1)	281.8	(77.5)
平均年齢	43.6 歳	52.3 歳		40.9 歳	47.6 歳
勤続年数	14.2 年	11.1 年		10.4 年	8.3 年

(出典：厚生労働省「令和5年（2023年）賃金構造基本統計調査」より作成)

※ ( ) 内は、男性正社員・正職員を100とした場合の数値

## イ ひとり親世帯数

令和2年の国勢調査によると、神奈川の母子世帯数は 38,079 世帯で、一般世帯数 4,210,122 世帯の 0.9%となっており、平成 27 年調査に比べ 5,961 世帯（13.5%）

減少しています。また、父子世帯数は 5,159 世帯で、一般世帯数の 0.1% となっており、平成 27 年調査と比べ 521 世帯 (9.2%) 減少しています。

■参考図表 18：母子世帯と父子世帯の状況（神奈川県）

区分		平成 27 年 (A)	令和 2 年 (B)	増減 (B-A)/A*100
一般世帯		3,965,190	4,210,122	6.2%
母子世帯	総数 (対一般世帯構成比)	44,040 (1.1%)	38,079 (0.9%)	△13.5%
	未婚	7,512	5,234	△30.3%
	死別	3,497	2,927	△16.3%
	離別	33,031	29,918	△9.4%
	総数 (対一般世帯構成比)	5,680 (0.1%)	5,159 (0.1%)	△9.2%
	父子世帯	未婚	338	286
父子世帯	死別	1,372	1,308	△4.7%
	離別	3,970	3,565	△10.2%

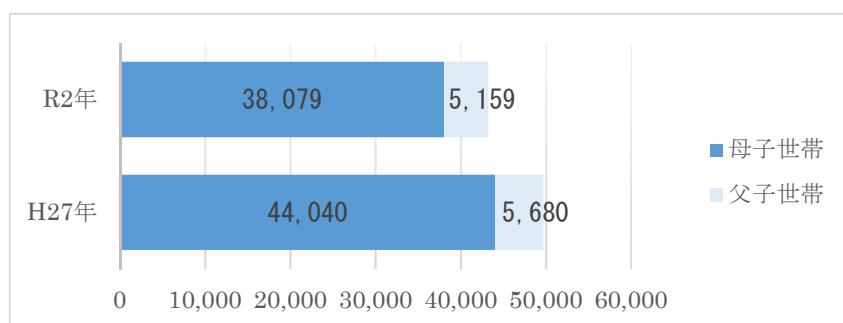
（出典：総務省「令和 2 年（2020 年）国勢調査人口等基本集計」より作成）

※ 「一般世帯」は、学生寮や老人ホームなどの「施設等の世帯」以外の一般世帯

※ 「母子世帯」は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

※ 「父子世帯」は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

■参考図表 19：母子世帯と父子世帯の数



#### ウ 勉強時間

学校がある日の勉強時間が 1 時間以上の人数の割合について、等価可処分所得をみると、「中央値の 2 分の 1 未満」では 35.1% と「中央値以上」を 20 ポイント程度下回る結果となっています。

また、学校がない日の勉強時間が 1 時間以上人數の割合について、等価可処分所得をみると 1 時間以上の学習時間について、「中央値の 2 分の 1 未満」では 29.8% と「中央値

以上」を 25 ポイント下回る結果となっています。

■参考図表 20：1 日当たりの勉強時間（学校のある日）

		全 体	まったくしない	30分より少ない	30分以上、1時間より少ない	1時間以上、2時間より少ない	2時間以上、3時間より少ない	3時間以上	無回答
全 体		1,547 100.0	136 8.8	268 17.3	373 24.1	387 25.0	260 16.8	117 7.6	6 0.4
等 価 所 得 可 処 分	中央値の2分の1未満	151 100.0	23 15.2	36 23.8	37 24.5	23 15.2	21 13.9	9 6.0	2 1.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	508 100.0	56 11.0	117 23.0	115 22.6	116 22.8	63 12.4	40 7.9	1 0.2
	中央値以上	815 100.0	49 6.0	108 13.3	200 24.5	231 28.3	163 20.0	62 7.6	2 0.2

(出典：令和 5 年度神奈川県子どもの生活状況調査)

※ 県内中学 2 年生のいる世帯、4,320 世帯を抽出し、中学 2 年生 1,585 人から回答を得た調査

■参考図表 21：1 日当たりの勉強時間（学校のない日）

		全 体	まったくしない	30分より少ない	30分以上、1時間より少ない	1時間以上、2時間より少ない	2時間以上、3時間より少ない	3時間以上	無回答
全 体		1,547 100.0	238 15.4	296 19.1	300 19.4	338 21.8	230 14.9	139 9.0	6 0.4
等 価 所 得 可 処 分	中央値の2分の1未満	151 100.0	34 22.5	33 21.9	37 24.5	25 16.6	10 6.6	10 6.6	2 1.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	508 100.0	96 18.9	118 23.2	105 20.7	102 20.1	60 11.8	27 5.3	0 0.0
	中央値以上	815 100.0	93 11.4	132 16.2	141 17.3	197 24.2	157 19.3	92 11.3	3 0.4

(出典：令和 5 年度神奈川県子どもの生活状況調査)

※ 県内中学 2 年生のいる世帯、4,320 世帯を抽出し、中学 2 年生 1,585 人から回答を得た調査

## 工 授業の理解度

授業の内容について「わかる」人数の割合を等価可処分所得でみると、「中央値の 2 分の 1 未満」では 26.5% と、「中央値以上」を 30 ポイント以上、下回る結果となっています。

■参考図表 22：授業の理解度

		全 体	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってはわからないことが多いことがある	わからないことが多い	ほとんどわからない	無回答
全 体		1,547 100.0	184 11.9	614 39.7	602 38.9	104 6.7	39 2.5	4 0.3
等 価 所 得 可 処 分	中央値の2分の1未満	151 100.0	5 3.3	35 23.2	80 53.0	25 16.6	5 3.3	1 0.7
	中央値の2分の1以上中央値未満	508 100.0	34 6.7	192 37.8	220 43.3	44 8.7	16 3.1	2 0.4
	中央値以上	815 100.0	127 15.6	359 44.0	283 34.7	30 3.7	15 1.8	1 0.1

(出典：令和 5 年度神奈川県子どもの生活状況調査)

※ 県内中学2年生のいる世帯、4,320世帯を抽出し、中学2年生1,585人から回答を得た調査

### 才 部活動等の状況

部活動等に「参加している」人数の割合を等価可処分所得でみると、「中央値の2分の1以上中央値未満」が89.0%、[中央値の2分の1未満]が72.8%と、15ポイント以上の差がみられます。

■参考図表23：部活動等の状況

(上段:件数、下段:%)

		全 体	参 加 し て い る	参 加 し て い な い	無 回 答
全 体		1,547 100.0	1,347 87.1	193 12.5	7 0.5
等 価 所 得 可 処 分	中央値の2分の1未満	151 100.0	110 72.8	40 26.5	1 0.7
	中央値の2分の1以上中央値未満	508 100.0	452 89.0	53 10.4	3 0.6
	中央値以上	815 100.0	723 88.7	90 11.0	2 0.2

(出典：令和5年度神奈川県子どもの生活状況調査)

※ 県内中学2年生のいる世帯、4,320世帯を抽出し、中学2年生1,585人から回答を得た調査

### 力 高等学校などへの進学者数・進学率

神奈川における令和4年度の中学校卒業者の高等学校等進学率は99.2%です。また、高等学校等卒業者の大学等進学率(大学等及び専修学校等に進学した者の割合)は85.7%、就職率は6.5%です。一方、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの大学等進学率はそれぞれ46.9%、22.2%と低く、就職率は31.4%、66.6%と高い割合となっています。

■参考図表24：中学校・高等学校等卒業者の進学率、就職率の推移（神奈川県）

( ) 内は全国の割合

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学校 卒業者総数	高等学 校等進 学率	77,128人 99.1% (98.8%)	75,417人 99.0% (98.8%)	73,540人 99.3% (98.9%)	75,512人 99.2% (98.8%)	76,091人 99.2% (98.7%)
	就職率	0.1% (0.2%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.1%)	0.1% (0.2%)
	高等学校等 卒業者総数	66,605人	65,684人	65,293人	64,786人	62,649人
大学等 進学率	大学等 進学率	80.2% (76.1%)	81.4% (77.0%)	83.5% (78.9%)	85.0% (80.0%)	85.7% (80.1%)
	就職率	8.5% (17.6%)	8.3% (17.4%)	7.6% (15.7%)	7.0% (14.7%)	6.5% (14.2%)

(出典：文部科学省「学校基本調査」、県教育局「神奈川県学校基本統計」より作成)

※ 高等学校等卒業者のうち、大学等進学・就職以外の進路としては、公共職業能力開発施設入学者、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳がある。

※ 大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

### ■参考図表 25：生活保護世帯・児童養護施設等の子どもの進学率、就職率

		中学校等を卒業した子ども	高等学校等を卒業した子ども		
		高等学校等 進学率	就職率	大学等 進学率	就職率
生活保護世帯の子ども (2022年4月1日現在)	神奈川県	96.0%	0.4%	46.9%	31.4%
	全国	93.8%	1.1%	42.4%	39.6%
児童養護施設等の子ども (2023年5月1日現在)	神奈川県	100.0%	0%	22.2%	66.6%
	全国	94.8%	1.4%	38.8%	51.6%

(出典：生活保護世帯の子どもは厚生労働省「社会・援護局保護課調べ」、児童養護施設等の子どもは厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」及び厚生労働省「子ども家庭局家庭福祉課調べ」より作成)

※ 神奈川県データについて、生活保護世帯の子どもは政令市・中核市を含むが、児童養護施設等の子どもは政令市・中核市を含まない。

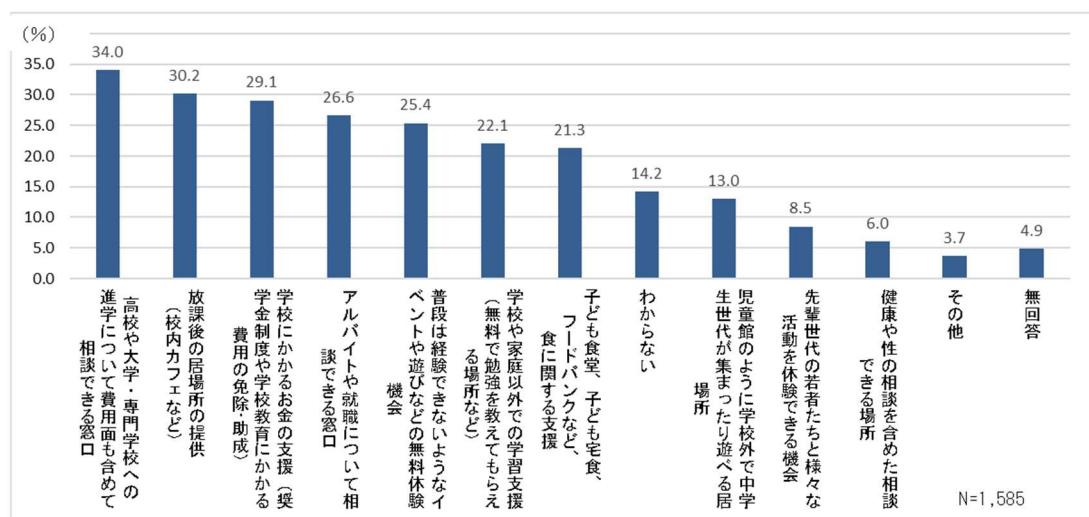
※ 高等学校等には、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まない。

※ 大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

### キ 希望する支援

困難な状況にあるときに希望する行政支援として、「高校や大学・専門学校への進学について費用面も含めて相談できる窓口」(34.0%) のほか、「学校での放課後などの居場所の提供（校内カフェなど）」(30.2%) など居場所の提供を望む意見が多く見られました。

### ■参考図表 26：希望する行政支援



(出典：令和5年度神奈川県子どもの生活状況調査)

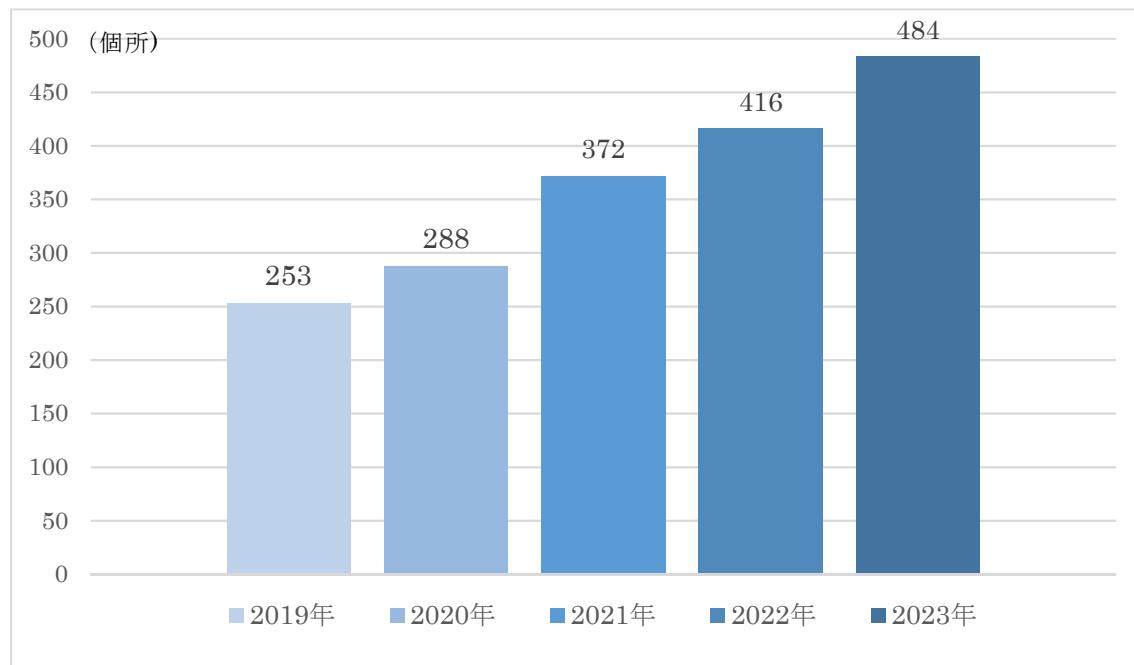
※ 県内中学2年生のいる世帯、4,320世帯を抽出し、中学2年生1,585人から回答を得た調査

### ク 民間の取組

コロナ禍や物価高騰を背景に、地域で子どもの食の支援や居場所づくりに取り組む活動

が広がっています。県内の子ども食堂の数は、年々増加し、2019年に比べ、2023年の数は231箇所増加しています。

■参考図表27：子ども食堂数の推移（神奈川県）



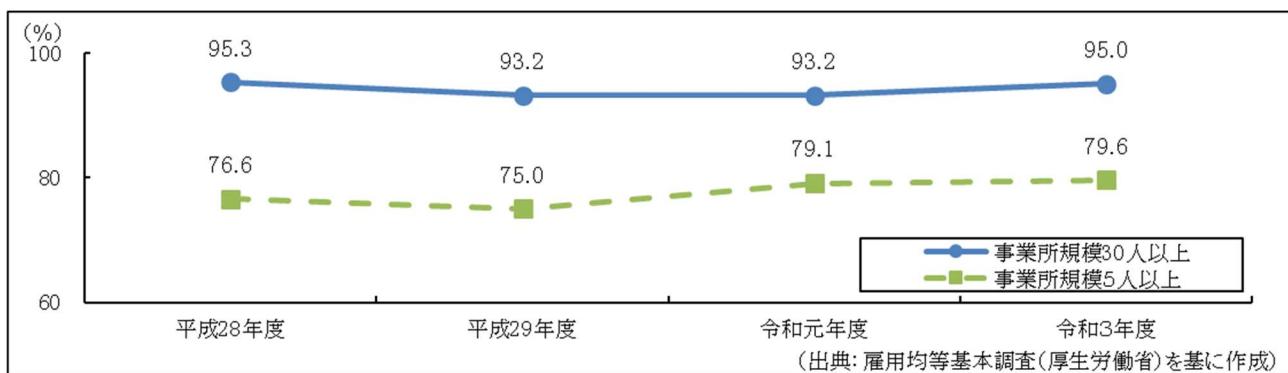
（出典：2019年～2021年の県内子ども食堂の数は、認定NPO法人 全国こども食堂支援センターむすびえ実施の「全国箇所数調査」より作成）

## (9) 企業による取組の状況

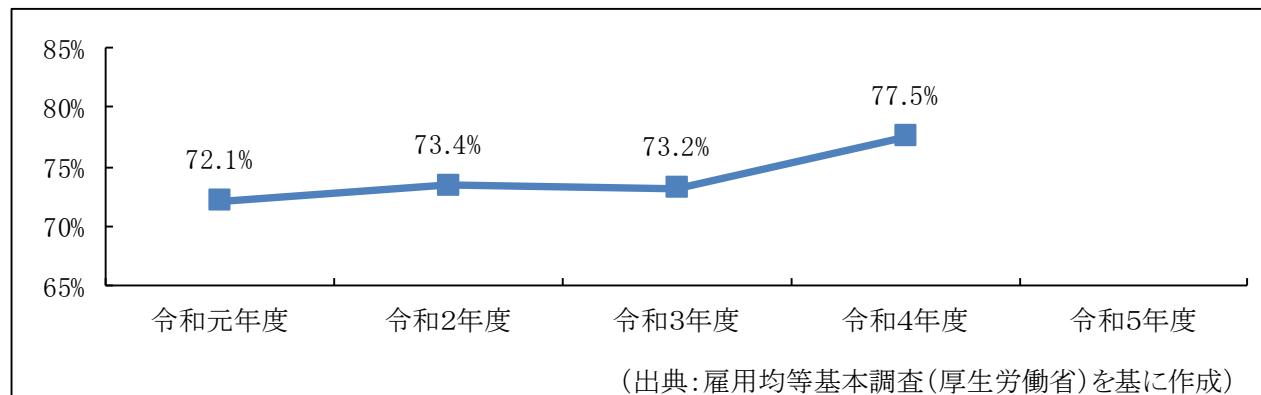
全国における育児休業制度の規定がある事業所の割合は、令和3年度で、事業者規模5人以上では95.6%、事業者規模30人以上では95.0%となっています。

また、育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、令和3年度で10.0%となっており、各種制度の導入状況をみると、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の順で多くなっています。

■参考図表28：育児休業制度の規定がある事業所の割合（全国）



■参考図表29：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合（全国）



■参考図表30：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（全国）

